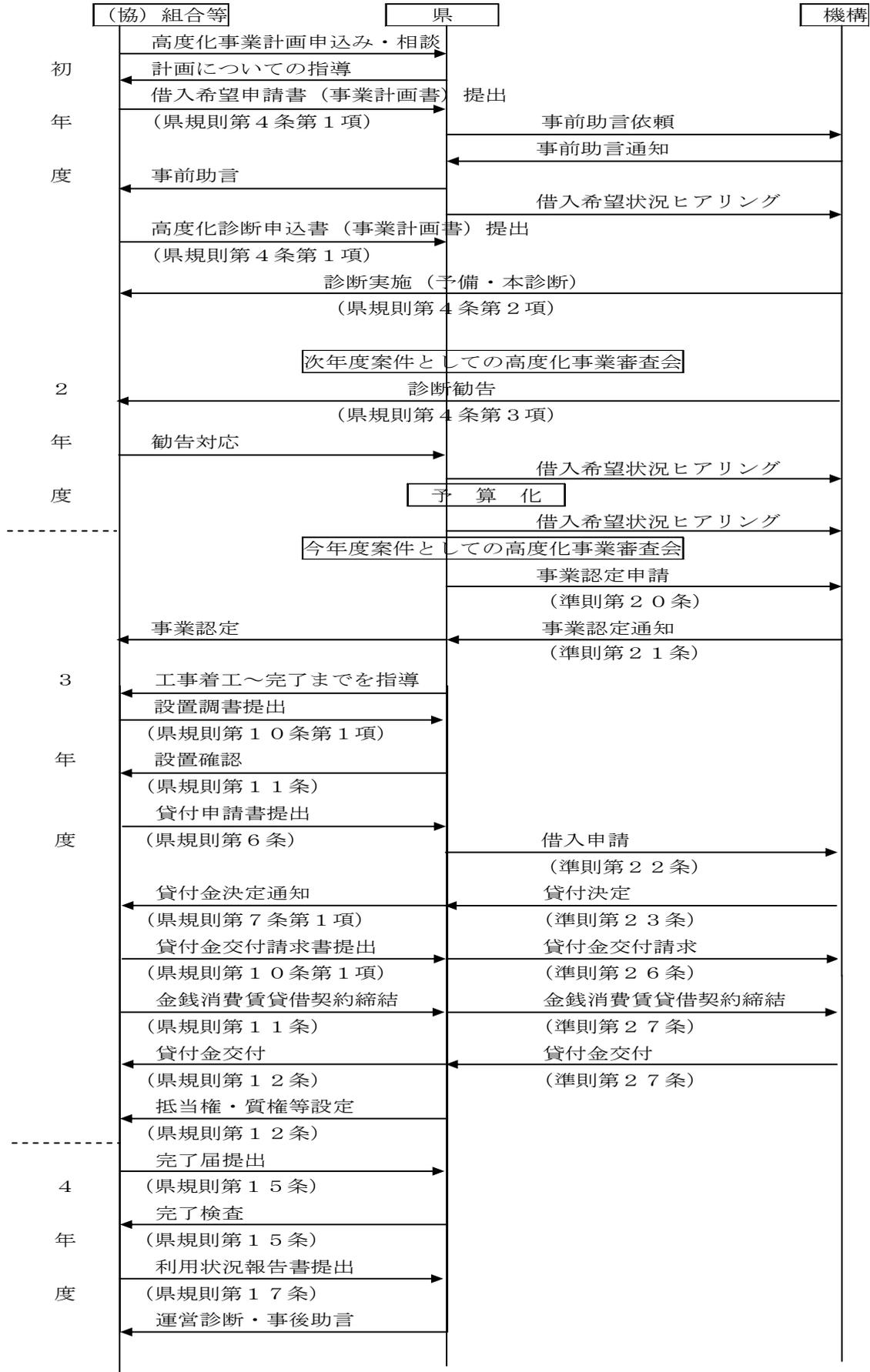


について述べることとする。

新規貸付については、次のような流れによっている。



※ 各手続中、() 内に記載している根拠法令の略は、「県規則」とあるのは、「兵庫県中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年兵庫県規則第70号）」、「準則」とあるのは、「高度化事業にかかる都道府県に対する資金の貸付に関する準則（平成16年中小企業基盤整備機構規程16第30号）」である。

イ 貸付予定額の決裁方法及び決裁資料名

- ・ 決裁方法 高度化事業審査会による承認
- ・ 決裁書による稟議決議
 - 決裁資料名 中小企業高度化資金借入申請について
中小企業高度化資金の貸付について
- ・ 貸付要綱・要領(又は類似の規定)
 - 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則
- ・ 貸付に対する、担保資産、連帯保証人の確保等債権保全のための方策
 - 方策の具体的内容 貸付対象施設に対する抵当権設定
 - 連帯保証人の確保 火災保険に対する質権設定
 - 担保資産の価値の測定方法 固定資産税評価額等
 - 連帯保証人の支払能力の確認方法 所得証明、固定資産評価証明
- ・ 貸付先での事業支出が貸付の目的通り行われていることの確認の実施
 - 確認方法 施設竣工後、設置確認検査を実施
完了後、完了検査を実施
 - 判断資料 工事請負契約書、完成引渡書、請求書、振込依頼書、領収書、通帳、図面、確定申告書(決算書)、固定資産台帳、総勘定元帳等

新規貸付については、下で述べる「個別貸付先に対する貸付状況検討」にて、貸付時の手続きについて検討しており、それらを受けて全体として特に問題となる事項は、次のとおりであった。

【指摘】 貸付予定先が個人である場合の償還予定年数の計算について

高度化事業審査会に提出報告している償還予定年数の算定基礎については、税引後利益を算定基礎としている。これに対し、個人が貸付予定先である場合の審査会への提出資料には、償還予定年数の算定基礎が、所得税の課税所得により算定されていた。算定基礎を税引後利益としているならば、当該課税所得から所得税及び住民税を控除した金額を用いる必要がある。

新規貸付にかかる審査を行うための高度化事業審査会に報告する資料の一部に、

貸付の回収可能性を検討するための一つの資料として、償還予定年数を計算している資料がある。この償還予定年数は、貸付予定先にかかる実績ベース及び計画ベースの税引後利益を用いて算定されている。

ここで、貸付予定先が個人である場合に、償還予定年数を算定するために採用している税引後利益は、所得税申告書上の課税所得の金額を採用されていた。

回収可能性を検討するために税引後利益をベースに採用されているならば、個人であっても課税所得から所得税や住民税を控除した額により計算する必要がある。今後はこの点留意する必要がある。

【意見】 貸付申請時の高度化事業審査会に提出する資料について

高度化事業審査会へ提出される参考資料を作成する基礎データの抽出方法が、ルール化されていないために、恣意性が介入する危険性がある。

恣意性を排除し、数値の期間比較性を確保するためにも、抽出方法を明確にルール化する必要がある。

高度化事業審査会への提出書類として、貸付実行後の償還予定年数を検討するための基礎データとして、貸付予定先の過去3期分の営業実績を報告している。

当該審査会は、上記フローチャートにあるように、貸付決定までに次年度案件と今年度案件の審査として計2回2年にかけて実施している。

ここで、この過去3期営業実績の数値が、次年度案件の審査時提出されたものと今年度案件の審査時に提出されたものとで相違していた。具体的には、H19年度に行った次年度案件としての高度化事業審査会に提出された過去3期営業実績のデータは、H16年度からH18年度分であり、翌年度実施された今年度案件としての高度化事業審査会に提出されたデータは、H17年度からH19年度の3期分であるが、両者で重なっているH17年度とH18年度の実績数値が相違していた。

これについては、前年度提出した資料のデータの抽出方法に誤りがあったために、翌年度の審査時に訂正した旨県より報告を受けるとともに、監査時にその事実内容を確認した。

しかし、高度化事業審査会に提出する書類である以上、妥当な審査が実施されるためにも一定水準以上の資料データの抽出方法の質を確保したものでなければならない。

このことから、今後は基礎データの数値の抽出方法等について明確にルール化し、抽出方法に恣意性が介入しないようにして、期間比較の可能性を確保できるようにする必要がある。

【意見】 高度化貸付事業の見直しについて

ここ数年、新規貸付の件数及び金額ともに少なく、平成20年度においては、新規の貸付件数がなかった。高度化貸付が申請から貸付までの期間（概ね4年）が長く、償還期間が長期（概ね15年～20年）になるため、債権管理にかかる管理コストを考えた場合に、制度としての意義を見直す必要性があるのではないかと考えられる。

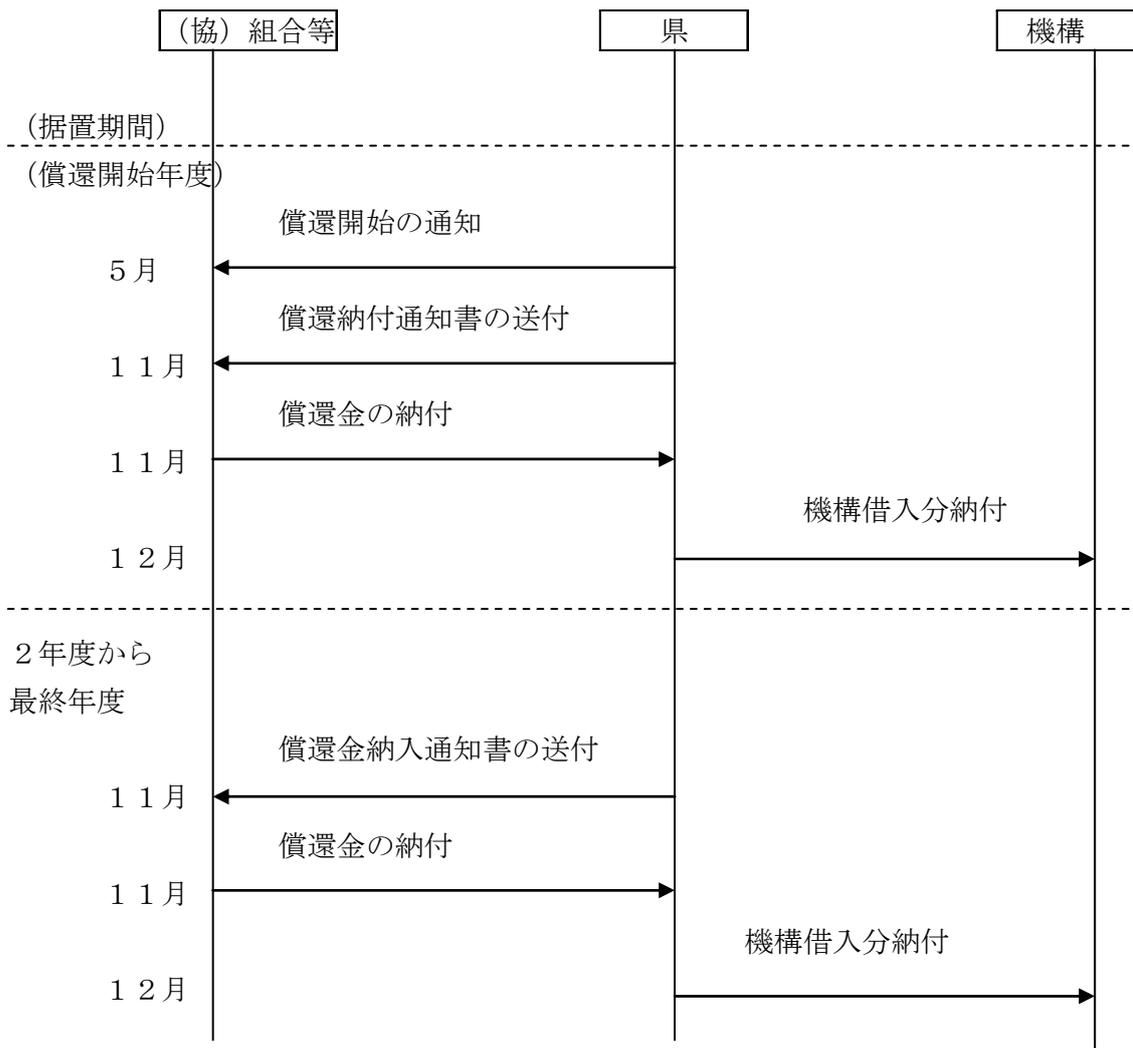
また、他の中小企業等の制度融資で十分対応できるのではないかと考えられる。

1件当たりの貸付額が高額になり、かつ償還年数が長期間にもなる当該高度化貸付事業に対して、県の直接融資としてどの程度管理が徹底できるのか疑問であり、債権回収に対しても現状長期にまたがる償還年数となってしまう延滞債権等があることを鑑みても、県の直接融資としての管理では限界があるのではないかと考えられる。

当該貸付事業が、中小企業等を支援しようとする行政サービスの一環として実施している点については一定の理解を示せるが、結果的に多額の延滞債権等を生じさせているという事実に対して、県民への説明責任として当該貸付事業の必要性とその効果の程及びそれにかかる回収や債権管理等の管理コスト等を比較検討し、事業としての必要性を見直し、より利用しやすく、また、償還が促進される仕組みとなるよう、国に制度の見直しを要請するべきではないかと考えられる。

(2) 回収業務について

回収業務については、次のとおりとなっている。



(3) 債権管理について

ア 債権分類について

機構は、各都道府県に対して、高度化貸付についての債権管理指針として「都道府県の債権管理に関する対応指針（平成 19 年 2 月 28 日要領 18 第 50 号）」（以下、対応指針という）を出しており、県はこれに従い債権分類を行っている。

機構は、対応方針に基づき、高度化貸付を正常に償還している貸付先を「正常償還先債権」とし、それ以外を「正常償還先以外の債権」に分類し、さらに、正常償還先以外の債権については、貸付先の償還状況等に応じてそれぞれ次のとおりに行うこととしている。

イ 分類方法

(ア) 破綻先

法的・形式的破綻状態にある貸付先

民事再生法に基づく再生計画等が認可されている貸付先は、「事業再生

を支援していく先」に分類し、それ以外は、「回収処理を進めていく先」に分類する。

(イ) 延滞先

約定を延滞している貸付先

以下のいずれかに該当する貸付先は、「事業再生を支援していく先」に分類し、それ以外は、「回収処理を進めていく先」に分類する。

- ・概ね10年以内に元利金の完済が見込まれること
- ・収益性や将来性があるなど事業価値があり、取引金融機関等の関係者からの支援により事業再生の可能性が認められること
- ・地域社会・地域経済にとって、欠くことのできない事業を実施しているなど、地元の地方公共団体等からも支援が実施されている、或いは、今後実施されることが予定されていること
- ・集団化形態等で、回収処理を進めた場合には、健全に事業を営んでいる組合員の事業継続にも支障をきたす可能性があること
- ・事業継続させることによる今後の回収見込み額の現在価値が、回収処理（担保処分・保証人からの回収）を進めることによる回収見込み額よりも上回っていることなど、貸付先の事業を継続させる方が徴収上有利であると客観的に認められること

(ウ) 条件変更先

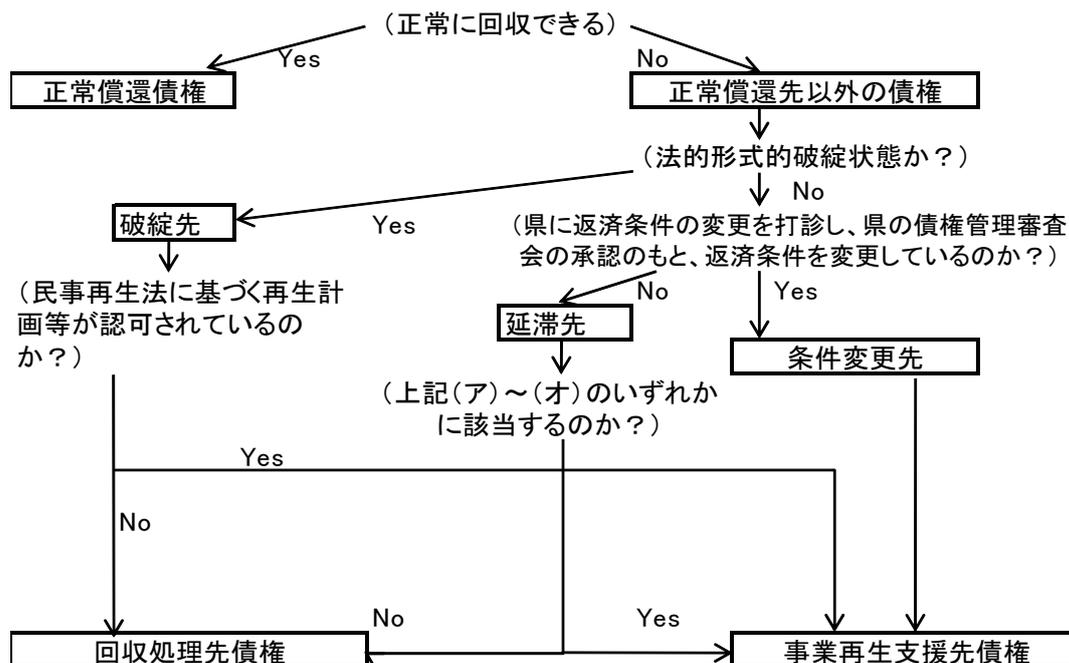
貸付条件の変更措置を講じている貸付先

「事業再生を支援していく先」に分類する。

この場合には、貸付条件変更の承認を得るために、県の職員で構成される債権管理審査会の審査が必要となっている。

ちなみに、債権管理審査会は、条件変更の申請にかかる審査を実施するだけでなく、県の所管部局より延滞先債権に対する対応について報告を受けている。

フローチャートに示すと次のとおりである。



この分類に従い、H20 年度貸付残高を分類すると、商業課担当先債権及び工業課担当先債権でそれぞれ次のとおりである。

なお、割合については小数点第 2 位を四捨五入し、金額については千円未満を切り捨てて表示している。

(商業課)	件 数		H20 年度末貸付金残高	
	件数	割合	金額	割合
正常先債権	132 件	78.6 %	8,325,447 千円	48.2 %
延滞債権 ※	12 件	7.1 %	1,802,303 千円	10.4 %
(内、不納欠損済債権)	(1) 件	(0.6) %	(2,627) 千円	(0.0) %
条件変更先債権	24 件	14.3 %	7,145,572 千円	41.4 %
合 計	168 件	100.0 %	17,273,323 千円	100.0 %

※ 延滞債権には、不納欠損処理した債権も含む。

商業課担当分の債権については、延滞債権及び条件変更先債権が、金額ベースで全体の 51.8% を占めており、債権回収が約定どおりにできていないことが分かる。

(工業課)	件 数		H20 年度末貸付金残高	
	件数	割合	金額	割合
正常先債権	34 件	48.6 %	16,519,914 千円	51.2 %
延滞債権 ※	29 件	41.4 %	4,265,160 千円	13.2 %
(内、不納欠損済債権)	(11) 件	(15.7) %	(1,967,019) 千円	(6.1) %
条件変更先債権	7 件	10.0 %	11,477,518 千円	35.6 %
合 計	70 件	100.0 %	32,262,592 千円	100.0 %

※ 延滞債権には、不納欠損処理した債権も含む。

工業課担当分の債権については、延滞先債権及び条件変更先債権が、金額ベースで全体の 48.8% (不納欠損済債権含む) を占めており、商業課同様債権回

収が約定どおりにできていないことが分かる。

(商・工合計)	件 数		H20 年度末貸付金残高	
	件数	割合	金額	割合
正常先債権	166 件	69.8 %	24,845,362 千円	50.2 %
延滞債権 ※	41 件	17.2 %	6,067,463 千円	12.2 %
(内、不納欠損済債権)	(12) 件	(5.0) %	(1,969,646) 千円	(4.0) %
条件変更先債権	31 件	13.0 %	18,623,090 千円	37.6 %
合 計	238 件	100.0 %	49,535,916 千円	100.0 %

※ 延滞債権には、不納欠損処理した債権も含む。

結果的に、高度化貸付全体として、延滞先債権及び条件変更先債権が金額ベースで49.8%（不納欠損済債権含む）を占めており、制度として債権回収にかかる管理が重要であると考えられる状況になっている。

【意見】 貸倒リスクへの対応について

現状、全体的な残高の把握は行っているが、債権区分ごと及び資金群ごと等の総括表の作成及びその管理ができておらず、それらによる管理が必要と考えられる。

現状、高度化貸付の残高については、商業課担当分と工業課担当分を含めて一覧表を作成しており、その合計額の把握のために集計表が作成されている。上表及び次頁以降で出てくる分析表は、この一覧表及び他の資料等から監査人の方で加工し作成したものである。

しかし、債権管理という点においては、個々の貸付先の管理のみでなく、それらの一定の管理区分ごとに集計した集計管理も必要と考えられる。例えば、債権区分ごとあるいは資金群ごとによる集計管理である。かかる集計した全体管理をとおして、貸倒リスクの程度等を判別し、新規貸付時点においてその分析結果をフィードバックできるように管理を行っていく必要がある。

【意見】 債権管理にかかる人員について

高度化貸付に対する債権管理に携わる人員が、債権規模から考えて少ないのではないかと考えられる。当該制度融資が必要であると考えるのであるならば、貸付時の審査のみばかりではなく、貸倒リスクも考慮に入れた債権管理の重要性を認識し、人員の配置を検討する必要があるのではないかと考えられる。

高度化貸付の債権件数及び残高は次のとおりである。

	件数 (件)	H20 年度貸付残高 (千円)	債権管理に携わる人員
商業課	168	17,273,323	3 名
工業課	70	32,262,592	3 名
合計	238	49,535,916	6 名

現状のこのような人員体制で十分な債権管理ができ得るものなのか疑問の余地

が残る。

債権管理を行う上で、県としての債権管理マニュアルの作成が必要であるが、それ以上に、それを効率的に実施するための債権管理にかかる人員の確保も必要であるのではないかと考えられる。

高度化貸付は、県の直接融資により行っているために、貸付時の審査の重要性もさることながら、貸倒リスクを防ぐための方策として、債権回収及び債権管理にかかる貸付に対しての一連の管理体制の充実が必要であると考えられる。

現状のような巨額な延滞債権等が残っており、債権回収が十分できていないことを考えた場合、高度化貸付が県の制度融資として必要であるとの認識である以上、かかる貸倒リスクを防ぐためにも、債権回収及び債権管理に至る一連の管理体制を見直す一環として、債権管理にかかる人員の確保は必要ではないかと考えられる。

【意見】延滞先債権についての経過状況報告について

延滞先債権については、時系列で現在に至った経過状況が分かるような資料の作成が必要であると考えられる。また、債権管理審査会においても、延滞先債権について今後の対応についての報告を受けるだけでなく、その経過報告を求め債権管理を検討する必要があると考えられる。

延滞先債権については、債権管理審査会に審査対象ではなく報告対象として扱われ、延滞に至る経過報告は特に求められていないために、担当者レベルにおいて把握はしているものの、客観的に把握可能な報告書としての作成はされていなかった。

しかし、債権管理をする上で、延滞の経過状況の把握は重要であり、経過状況の把握により債権管理の不備の有無について検討できる材料となり得ると考えられる。

今後は、延滞先債権について、経過状況が把握できるような資料を作成し、債権管理審査会に添付書類として提出し、債権管理審査会もこれを利用した検討を行う必要があると考えられる。

ウ 分類区分について

上記債権分類に基づき、機構は債権分類を次の a～f に分けることとしており、県もこれに従い同様の債権分類を行っている。

(分類区分)

- ・ 正常償還先債権
- ・ 正常償還先以外の債権
- ・ 回収処理先債権

- a ●延滞先：今後1～2年以内に償却が見込まれるもの
※破綻先：担保処分済（担保処分中を含む）・保証人無資力
 - b ●延滞先：今後4年以内に償却が見込まれるもの
※破綻先：担保処分済（担保処分中を含む）・保証人資力有り等
 - c ●延滞先：将来的には償却が見込まれるもの
※破綻先：担保未処分
 - d ●延滞先：償却の見通しが立っていないもの
※延滞先（事業継続中）：10年以内での元金返済は不可能
- ・事業再生支援先債権
- d' ●条件変更先：約定償還期限内での完済が見込まれないもの
※返済率1/2以下。近年の返済状況から判断して、当初の約定期限内での返済は不可能と判断されるもの
 - d'' ●条件変更先：約定償還期限+10年で完済が見込まれないもの
※返済率1/2以上。当初償還期限後10年間の期限延長付与の要件を満たしているが、当該期限内での完済は不可能と判断されるもの
 - e ●条件変更先：当初償還期限+10年で完済が見込まれるもの
※返済率1/2以上。当初償還期限後10年間の期限延長付与の要件を満たしており、当該機関内で完済が見込まれるもの
 - 延滞先（事業継続中）：今後10年間で完済が見込まれるもの
 - f ●条件変更先：当初償還期限までに完済が可能なもの
 - 延滞先（事業継続中）：当初償還期限までに完済が可能なもの

正常償還先以外の債権については、上記区分に応じて対応指針上、今後の対応方法が次のようにある。

○回収処理先債権（a～d）

- ・担保処分（やむを得ない場合は賃貸）
- ・連帯保証人への請求等（保証人の資力調査等を含む）

○再生支援先債権（d'、d''）→再生支援としての2次対応先

- ・法的・私的整理等のスキームを活用した再生支援
→会社更生、民事再生、特定調停、民事調停、裁判上の和解
- ・中小企業再生支援協議会、私的整理ガイドライン等に従った処理（サービサー等への債権譲渡）

○再生支援先債権（e、f）→再生支援としての1次対応先

- ・ソフト面の支援による自立再生支援

例．都道府県による運営診断・定期的なフォローアップ、専門家派遣による継続的な経営支援、上記に準ずる経営支援の実施

現状、県は上記債権区分に従い債権を分類し、各債権区分に応じた債権管理を対応指針に従い原則として実施している。また、県は「中小企業高度化資金に係る債権管理の基本方針」（以下、基本方針という）として、滞納の未然防止や債権保全及び滞納債権の回収等についての基本方針を定めており、債権管理に取り組んでいる。

上記を受けて、延滞先債権及び条件変更先債権を上記債権分類区分（a～f）に従い分類したものが次のとおりである。

なお、分析上、延滞先債権については、不納欠損処理したものは除いている。

(商業課)	延滞先債権		条件変更先債権		合 計	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
a	1	245,645	0	0	1	245,645
b	1	89,718	0	0	1	89,718
c	1	32,978	0	0	1	32,978
d	8	1,431,334	0	0	8	1,431,334
d'	0	0	10	4,444,827	10	4,444,827
d''	0	0	2	877,420	2	877,420
e	0	0	12	1,823,325	12	1,823,325
f	0	0	0	0	0	0
合 計	11	1,799,676	24	7,145,572	35	8,945,248

商業課担当の延滞先債権においては、全てa～dになっており、回収処理先としての債権区分になっていることが分かる。また、条件変更先債権においては、全てd'～eに分類されており、再生支援先としての債権区分になっていることが分かる。

(工業課)	延滞先債権		条件変更先債権		合 計	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
a	1	28,150	0	0	1	28,150
b	2	50,040	0	0	2	50,040
c	0	0	0	0	0	0
d	0	0	0	0	0	0
d'	7	1,030,604	2	1,832,619	9	2,863,223
d''	0	0	1	214,713	1	214,713
e	8	1,189,345	4	9,430,186	12	10,619,531
f	0	0	0	0	0	0
合 計	18	2,298,140	7	11,477,518	25	13,775,658

工業課担当の延滞先債権においては、債権額の96.6%が再生支援先としての区分であるd'及びeに分類されている。また、条件変更については、全てがd'～eに分類され、再生支援先としての債権区分になっていることが分かる。

(商・工 合計)	延滞先債権		条件変更先債権		合 計	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
a	2	273,796	0	0	2	273,796
b	3	139,759	0	0	3	139,759
c	1	32,978	0	0	1	32,978
d	8	1,431,334	0	0	8	1,431,334
d'	7	1,030,604	12	6,277,446	19	7,308,050
d''	0	0	3	1,092,133	3	1,092,133
e	8	1,189,345	16	11,253,511	24	12,442,856
f	0	0	0	0	0	0
合 計	29	4,097,816	31	18,623,090	60	22,720,906

全体としても、条件変更先債権については、全て再生支援先としての区分であるd'～eに分類し、延滞先債権については、債権額の54.2%が再生支援先としての区分であるd'及びeに分類している。

また、延滞先債権及び条件変更等債権について、H20年度より起算して完済に至るまでの推定償還年数別に債権を分類すると、次のとおりである。

なお、分析上、延滞先債権については、不納欠損処理したものは除いている。

(延滞先債権)

(商業課)	件 数		H20年度末貸付金残高	
	件数	%	金額	%
20年未満	0 件	0.0	0 千円	0.0
20年以上50年未満	0 件	0.0	0 千円	0.0
50年以上100年未満	1 件	9.1	89,718 千円	5.0
100年超	10 件	90.9	1,709,958 千円	95.0
合計	11 件	100.0	1,799,676 千円	100.0

商業課担当の延滞先債権については、全て償還年数が50年以上の債権となっており、延滞先債権となつてからの返済金額が貸付残高に比して少額であることを勘案しても、実質的に回収は困難ではないかと考えられる。

(延滞先債権)

(工業課)	件 数		H20年度末貸付金残高	
	件数	%	金額	%
20年未満	4 件	22.2	115,986 千円	5.1
20年以上50年未満	0 件	0.0	0 千円	0.0
50年以上100年未満	7 件	38.9	1,030,604 千円	44.8
100年超	7 件	38.9	1,151,550 千円	50.1
合計	18 件	100.0	2,298,140 千円	100.0

延滞先債権については、実質的に回収困難な債権として判断されるが、工業課担当の延滞先債権についても償還年数が50年以上の債権が、件数では全体の77.8%、金額では全体の94.9%を占めており、特に実質的に回収が困難な

ものと判断される。

上述の債権分類区分（a～f）に従い分類集計した上表において、工業課担当の延滞先債権額の96.6%が再生支援先としているが、この償還年数による分析から考えるに、再生支援先としての分類としていかに債権が回収でき得るのか疑問の余地がある。

（延滞先債権）

（商・工合計）	件 数		H20 年度末貸付金残高	
	件数	%	金額	%
20 年未満	4 件	13.8	115,986 千円	2.9
20 年以上 50 年未満	0 件	0.0	0 千円	0.0
50 年以上 100 年未満	8 件	27.6	1,120,322 千円	27.3
100 年超	17 件	58.6	2,861,508 千円	69.8
合計	29 件	100.0	4,097,816 千円	100.0

商業課及び工業課の残高の状況を見るに全体として、延滞先債権については、件数として86.2%、金額として97.1%が償還年数を50年以上となっており、現状の債権管理に対して実質的に回収困難なものと考えられる。

（条件変更先債権）

（商業課）	件 数		H20 年度末貸付金残高	
	件数	%	金額	%
20 年未満	8 件	33.3	1,136,550 千円	15.9
20 年以上 50 年未満	10 件	41.7	2,827,065 千円	39.6
50 年以上 100 年未満	3 件	12.5	599,135 千円	8.4
100 年超	3 件	12.5	2,582,822 千円	36.1
合計	24 件	100.0	7,145,572 千円	100.0

条件変更先債権は、貸付先が当初返済額からの減額申請や償還期間の猶予の申請し、県による債権管理審査会により一定の条件のもと完済がある程度見込まれるとの審査承認を得たものがこの債権区分に入る。

しかし、商業課担当の条件変更先債権については、上表から償還期限が50年以上のものが、条件変更先債権の中で件数として25.0%、金額として44.5%あり、これらについては、完済可能性がある程度認められるとする条件変更先債権としての概念からかけ離れたものとなっている。

（条件変更先債権）

（工業課）	件 数		H20 年度末貸付金残高	
	件数	%	金額	%
20 年未満	1 件	14.3	5,427,885 千円	47.3
20 年以上 50 年未満	2 件	28.6	3,896,301 千円	34.0
50 年以上 100 年未満	1 件	14.3	106,000 千円	0.9
100 年超	3 件	42.8	2,047,332 千円	17.8
合計	7 件	100.0	11,477,518 千円	100.0

商業課同様、工業課においてもその担当課にある条件変更先債権について、上表から償還期限が50年以上のものが、条件変更先債権の中で件数として57.1%、金額として18.7%あり、これらについては、完済可能性が認められるとする条件変更先債権としての概念からかけ離れたものとなっている。

(条件変更先債権)

(商・工合計)	件 数		H20年度末貸付金残高	
	件数	%	金額	%
20年未満	9 件	29.0	6,564,435 千円	35.2
20年以上50年未満	12 件	38.7	6,723,366 千円	36.1
50年以上100年未満	4 件	12.9	705,135 千円	3.8
100年超	6 件	19.4	4,630,154 千円	24.9
合計	31 件	100.0	18,623,090 千円	100.0

商業課及び工業課における状況から、償還年数が50年以上となる条件変更先債権は、条件変更先債権全体の中で、件数として32.3%、金額として28.7%となっており、この償還年数から判断するに、条件変更先債権として区分はされているが、これらについては実質的に回収困難な債権と考えられる。

【指摘】担保及び連帯保証人の追加確保の必要性について

基本方針において、担保の追加設定と連帯保証人の追加徴求を規定しているが、その通り実施されていないものが散見された。現状基本方針がある以上、それに従った取り組みをする必要がある。

基本方針において、担保設定と連帯保証人の徴求として次のように定めている。

ア	貸付対象物件に対しては、第1順位の抵当権を設定する。
イ	財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める。
ウ	債権の保全のため、貸付対象組合の理事等を連帯保証人とする。
エ	連帯保証人については、収入状況、資産、資力等を調査するものとする。
オ	貸付後、役員の変更等により連帯保証人の変更を行う必要が生じた場合は、速やかに手続きをとるものとする。

現状、上記ア～オに対して、ア及びウはできているものと考えられるが、残りについては、十分できているとは言い難いものと判断される。

イについては、後述する「個別貸付先に対する貸付状況検討」で示されており、延滞先債権及び条件変更先債権について、H20年度末現在において担保評価額が貸付残高を大きく下回っていた。

エについては、保証人調査表を作成し連帯保証人の状況を債権管理審査会に報告しているが、連帯保証人からの自己申告により、収入や資産状況等のデータが作成

されているために不明な部分が多く実質的に調査できているとは言い難いものとなっている。

オについては、連帯保証人が死亡しているものもあるが、保証人調査表には括弧書きで死亡と記載しており、それに対しての対応をしている形跡は見当たらなかった。

基本方針が策定されたのは、高度化貸付の滞納を未然に防止するための措置として定めたものである。これが、実情になじまないのであれば独自の対応方針を策定すべきであるが、それが現状ない以上、かかる基本方針に従わざるを得ず、基本方針に則した業務を実施する必要がある。

【指摘】 正常償還以外の債権先に対する対応について

正常償還以外の債権について、対応指針及び基本方針において債権区分に応じた対応方法が上述のとおりあるが、県としては現状その指針等に基づくことは必ずしもできておらず、基本方針に記載されている対応方法と現実の対応状況とが大きく乖離した状況となっている。

県においては、機構から示された対応指針及び県が打ち出した基本方針があり、その債権区分に従い債権を分類してはいるものの、地域経済の振興のために行っているという行政サービスの面等貸付先ごとに個々の事情があることから、一概にその対応指針等のまま債権回収等を行うことは、必ずしもできないとの認識がある。その中で、県としては、貸付先が事業を継続している限り少額でも回収してもらおうと、貸付先に対して連絡をとり回収に当たっており、回収方法に苦慮している。

具体的には、回収処理先及び再生支援先に分類された貸付先については、対応指針上、上記の対応方法をするとしているが必ずしもできていない。例えば、担保処分（やむを得ない場合は賃貸）、連帯保証人への請求（保証人の資力調査等を含む）及び1次、2次対応の実施であり、その他上述の（担保及び連帯保証人の追加確保の必要性について）の指摘事項である。

県の貸付先に対する行政サービス上の立場は十分理解でき、債権回収にかかる努力は行われているものと考えられる。

しかし、行政上のサービスの面だけでなく、県民に対する説明責任も考えた場合に、中には完済までに1,000年を超える債権もあり、これら現状の多額の延滞先債権及び条件変更先債権に対して何らかの方策を打ち立てる必要があるとも考えられる。

いずれにせよ、現状、県の実情に照らして有効かつ合理的な独自の方針や指針がないために、十分な債権管理が徹底できているとは言い難い状況になっている。

現状の対応指針及び基本方針のままでは、県の債権管理上困難であるならば、対応指針等を踏まえて、県の事情も考慮した県独自の債権管理に関する方針を打ち立てる必要があるのではないかと考えられる。

このためにも、県独自の債権区分に応じた方針等を制度化し、それに従い債権管理を徹底していく必要があると考えられる。

【意見】 債権の回収可能性について

現状、回収困難な債権に対してどのように回収に取り組むのか高度化貸付全体のビジョンとして考えるべきではないかと思われる。

上表を勘案すると、実質的に回収困難と考えられる債権は次のとおりである。

なお、延滞先債権は全額回収困難とし、条件変更先債権は償還年数が50年以上の債権が回収困難とし集計した。

(金額：千円)

延滞先債権	条件変更先債権	実質回収困難債権	H20年度貸付残高	割合
4,097,816	5,335,289	9,433,105	49,535,916	19.0%

【意見】 条件変更先債権に対する分類について

条件変更先債権は、手続き上の分類であり、実質的には延滞債権と債権管理上区分しているようには見受けられない。

条件変更先債権は、再生支援としての相手先としての分類であることを考えた場合、償還年数が長期になる貸付先に対して、債権の回収可能性をどのように担保できているのか、延滞債権とどのように債権管理区分上相違するのかが具体的に見受けられない。

手続き的な債権区分ではなく、基本方針及び対応指針に沿った債権管理上の区分による債権区分を行うべきと考えられる。

【意見】 債権の分類判断過程について

債権の分類判断過程が、不明瞭となっている。

債権の分類基準はあるものの、各貸付先に対してその債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭となっている。

債権管理を行うに際しては、債権分類を行う過程が分かるようチェックリストを作成し、判断に恣意性が介入しないように取り組む必要があると考えられる。

【意見】貸付管理台帳のデータ化について

貸付管理台帳が手書きで行っているために大変見づらいものとなっており、台帳のデータ化が必要ではないかと考えられる。

現状、貸付先ごとの管理台帳は手書きの台帳となっており、貸付先ごとの未償還残高の計算も手計算にて行っている。また、条件変更等があった場合には、手書きにて修正するために客観的に次年度以降の償還予定額の把握がしにくいものとなっている。

管理台帳は客観的に把握可能なものとしなければならず、手計算等で記入している現状では、事務手数の煩雑化も避けられない。

データ化により、計算の手間を省くと共にタイムリーな残高管理が客観的に把握可能とするよう、今後改善するべきではないかと考えられる。

その場合に注意すべき点としては、アクセス制限等システムに入力できる者を制限しておく等、そのシステム入力に対しての役割分担を明確にして内部牽制が働くように取り組む必要がある。

3 個別貸付先に対する貸付状況検討

(1) 抽出方法

基準日) H20年度期首時点の貸付残高

抽出対象) 延滞先債権又は条件変更先債権

抽出基準) 償還予定年数がH20年度期首時点において、100年以上または貸付残高が1,000,000千円以上の貸付先

(2) 検討確認事項

個別貸付先に対する貸付に対し、主に次のことを確認した。

1	申請書類はあるのか。
2	貸付金交付通知書はあるのか。
3	契約書はあるのか。
4	利用状況報告書はあるのか。
5	貸付先要項はあるのか。
6	条件変更等にかかる債権審査会の承認議事録があるのか。
7	担保価値の検討を行っているのか。
8	担保価値の評価額がいくらか。貸付金残高を賄えるものとなっているのか。
9	連帯保証人を確保しているのか。
10	連帯保証人の債務弁済能力の見直しを検討しているのか。貸付金残高を賄えるものとなっているのか。
11	貸付先別管理台帳はあるのか。
12	台帳は見やすいものとなっているのか。
13	融資実行後間もなく、条件変更等を行っていないのか。
14	条件変更等後、返済金額の推移が増額傾向にあるのか。
15	返済状況から県が判定している債権分類が妥当であるのか。
16	貸付先ごとに貸付から回収にかかる資料の整備保管がされているのか。

(3) 個別貸付先概要

A 貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
共同施設資金	協同組合連 合会	土地並びに外溝 等造成工事等	18年	2年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更 回数
		区分	内訳	
経営商業課	延滞先	回収処理先	d	1回

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保 評価額	H20年度末 担保評価額	同年度末貸付残 高との差額
土地	802,200	32,666	△ 587,399

(連帯保証人にかかる状況)

7名

(県による債権分類判定理由)

事業継続中も、完済の見通しが立っていない。

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末 貸付残高	完済までの年数
県→借受人	782,936	H3年8月～	620,065	846年
機構→県	505,897		401,164	
	過去3年回収額			
	H18年度	H19年度	H20年度	
借受人→県	800	800	600	
県→機構	519	519	388	

(貸付当初からH20年度までの回収状況：借受人→県)

(金額：千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
H3年度	521,430	0	521,430	
H4年度	261,506	0	782,936	据置期間
H5年度		40,110	742,826	約定償還
H6年度		60,236	682,590	約定償還
H7年度		0	682,590	震災により償還猶予
H8年度		0	682,590	震災により償還猶予
H9年度		0	682,590	震災により償還猶予
H10年度		60,225	622,365	約定償還
H11年度		0	622,365	条件変更
H12年度		0	622,365	延滞
H13年度		0	622,365	延滞
H14年度		0	622,365	延滞
H15年度		0	622,365	延滞
H16年度		0	622,365	延滞
H17年度		100	622,265	延滞一部入金
H18年度		800	621,465	延滞一部入金
H19年度		800	620,665	延滞一部入金
H20年度		600	620,065	延滞一部入金

当該貸付金の状況は次のとおりである。

・ 組合設立の目的

当該貸付先は、業界の制度改正に伴い事業拡大が見込まれていたことから、円滑な供給体制を整備・拡充していく必要があると考えられ、組合を設立し共同事業を行うことにより、コスト・用地・効率性などの目的を解決することを目的として設立されたものである。

・ 計画概要

当該貸付先は、県内流通業者による流通拠点と言うべき、総合的機能を備えた総合流通施設を設置するものである。

・ 業績不振の原因

当該貸付先は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災に伴う港湾施設等の損壊により、流通経路が大きく変わったことのほか、業界が極力在庫を持たない方向に動いており、都市部で足らなかった倉庫も過剰気味となっており、都市部消費地から離れた当該施設は、コスト高を生む要因からますます利用が少なくなっている。平成9年12月の山陽自動車道開通後も上記のような流通構造の変化によって、売上が伸びていない。また、業界独自の問題も発生し、利用がさらに減少している。

【指摘】 債権保全ならびに債権分類に基づく対応の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、前記のとおり、当該貸付金の担保価値は平成20年度貸付金残高を大きく下回った状況となっており、この通りには実施されていない。したがって、当該貸付金は完済見込み期間が846年という壮大な返済期間を有する債権であるとともに多額の延滞先債権であるにもかかわらず、担保による保全はほとんどなされていない状況である。

また、債権区分としては回収処理先債権となっているため、対応指針において、担保処分（やむを得ない場合は賃貸）あるいは、連帯保証人への請求（保証人の資力調査等を含む）の対応が必要であるが、現状、少額の返還があるのみで、これらの措置は十分に実施されているとは思われない。県の説明では、当該貸付対象となっている土地に建てられた施設には国及び県の補助金が支出されているため、担保物件の処分が困難であるとともに、現実的には連帯保証人に対する請求も困難であるため、少額の返還が継続している状況とのことである。しかしながら、当該貸付

金は完済見込み期間が846年という債権であり、このような多額の延滞先債権に対して何らかの方策を打ち立てる必要があると考えられる。

【意見】債権の分類判断過程について

当該貸付金は回収処理先債権dと分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。出来得る限り客観的に判断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

【意見】貸付管理台帳の記載方法について

貸付管理台帳が手書きで行っているため、当該貸付金のように条件変更で書き直された状態のものは、担当者以外は正確な内容が分かりづらいものとなっており、たとえばデータ化するなどによって整然とした記載が望まれる。

B 貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
小売商業店舗等共同化資金	協同組合	土地、建物、設備	7年～20年	H8年度：2年 H9年度：5年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更回数
		区分	内訳	
経営商業課	延滞先	回収処理先	d	—

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保評価額	H20年度末担保評価額	同年度末貸付残高との差額
土地、建物	400,599	122,312	△224,056

(連帯保証人にかかる状況)

6名

(県による債権分類判定理由)

事業継続中も、完済の見通しが立っていない。

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末貸付残高	完済までの年数
県→借受人	350,084	H8年5月～	346,368	2,078年
機構→県	236,740		233,916	
	過去3年回収額			
	H18年度	H19年度	H20年度	
借受人→県	300	100	100	
県→機構	203	68	68	

(貸付当初から H20 年度までの回収状況：借受人→県)

(金額：千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
H8 年度	46,676	0	46,676	
H9 年度	303,408	0	350,084	据置期間
H10 年度		654	349,430	約定償還
H11 年度		654	348,776	約定償還
H12 年度		654	348,122	約定償還
H13 年度		654	347,468	約定償還
H14 年度		0	347,468	延滞
H15 年度		0	347,468	延滞
H16 年度		200	347,268	延滞一部入金
H17 年度		400	346,868	延滞一部入金
H18 年度		300	346,568	延滞一部入金
H19 年度		100	346,468	延滞一部入金
H20 年度		100	346,368	延滞一部入金

当該貸付金の状況は次のとおりである。

・組合設立の目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る。

・計画概要

当該地域は、既存商店街は衰退傾向にあり、周辺市町、京阪神への購買力が流出している状況である。また、買い物に利用する交通手段としては自家用車が最も多いが、既存商店街では立地環境の面から対応し難い状況にある。このため地元中小小売商業者が核として大手スーパーを誘致し、地元主導型ショッピングセンターを建設し、地域商業の活性化を図る。

・業績不振の原因

当該貸付先は、開業直前に近隣に競合する大手スーパーが先行オープンし、共同店舗の参加者の約半数が出店辞退となる等、開店当初から近隣大手スーパーとの競合から売り上げ減少が続いている。

【指摘】債権保全の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、前記のとおり、担保価値は平成20年度貸付金残高を大きく下回った状況となっており、当該貸付金はこの通りには

実施されていない。すなわち、当該貸付金は完済見込み期間が2,078年と長期にも及んでおり、現状のままでは実質的に回収は不可能と考えられ、担保による保全是必要である。現状、基本方針がある以上、それに従った取り組みをする必要がある。

【意見】債権の分類判断過程について

当該貸付金は回収処理先債権dと分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。出来得る限り客観的に判断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

【意見】貸付管理台帳の記載方法について

貸付管理台帳が手書きで行っていることから、当該貸付金のように延滞一部入金が何度もなされて書き直された状態のものは、担当者以外は正確な内容が分かりづらいものとなっており、たとえばデータ化するなどによって整然とした記載が望まれる。

C 貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
共同施設資金	協同組合	土地、建物	15年	2年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更回数
		区分	内訳	
経営商業課	延滞先	回収処理先	d	—

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保評価額	H20年度末担保評価額	同年度末貸付残高との差額
土地、建物	612,500	180,572	△209,590

(連帯保証人にかかる状況)

5名

(県による債権分類判定理由)

事業継続中も、完済の見通しが立っていない。

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末貸付残高	完済までの年数
県→借受人	435,825	H8年4月～	390,162	106年
機構→県	281,610		252,096	
	過去3年回収額			
	H18年度	H19年度	H20年度	
借受人→県	4,000	4,000	3,000	
県→機構	2,586	2,586	1,939	

(貸付当初から H20 年度までの回収状況：借受人→県) (金額：千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
H8 年度	435,825	0	435,825	
H9 年度		0	435,825	据置期間
H10 年度		33,525	402,300	約定償還
H11 年度		0	402,300	延滞
H12 年度		0	402,300	延滞
H13 年度		0	402,300	延滞
H14 年度		0	402,300	延滞
H15 年度		0	402,300	延滞
H16 年度		0	402,300	延滞
H17 年度		1,137	401,162	延滞一部入金
H18 年度		4,000	397,162	延滞一部入金
H19 年度		4,000	393,162	延滞一部入金
H20 年度		3,000	390,162	延滞一部入金

当該貸付金の状況は次のとおりである。

・ 組合設立の目的

H7 年 6 月 30 日、地元事業者 5 名が「メモリアルホール（共同施設）」を建設し、参加事業者が施設の共同利用を行うことにより、葬祭事業の円滑な実施と経営の近代化を図るとともに、住民の新しい葬祭ニーズに対する目的で当組合を設立した。

・ 計画概要

共同施設建設について、H7 年度事業として H8 年 4 月 11 日に土地、建物の取得資金 435,825 千円を貸し付けた。

・ 業績不振の原因

H8 年のオープン直後から施設に発生した結露によるカビが原因で施設の 1 階が使用できず、組合員による利用が困難となり、H10 年に組合員 3 名が脱退した。このほか、当施設が市街地からのアクセスが悪いことから葬祭利用の低迷が続き、さらに、平成 16 年には水害による被害を受け、施設の完全復旧ができないままの状態であることから、組合員からの施設利用料、賦課金収入が滞ることとなった。

加えて、新規組合員の加入がなされず、施設利用料等が確保できない状況にある。

【指摘】 債権保全の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、前記のとおり、担保価値は平成20年度貸付金残高を大きく下回った状況となっており、当該貸付金はこの通りには実施されていない。すなわち、当該貸付金は完済見込み期間が106年と相当程度の長期間にも及んでおり、債権管理コストを考えた場合、実質的に回収は不可能と考えられ、担保による保全は必要である。現状、基本方針がある以上、それに従った取り組みをする必要がある。

【意見】債権の分類判断過程について

当該貸付金は回収処理先債権dと分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。出来得る限り客観的に判断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

【意見】貸付管理台帳の記載方法について

貸付管理台帳が手書きで行っていることから、当該貸付金のように延滞一部入金が何度もなされて書き加えられた状態のものは、担当者以外は正確な内容が分かりづらいものとなっており、たとえばデータ化するなどによって整然とした記載が望まれる。

D貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
地域改善高度化資金	協同組合	土地、建物、設備	11年～12年	2年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更回数
		区分	内訳	
経営商業課	延滞先	回収処理先	D	8回

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保評価額	H20年度末担保評価額	同年度末貸付残高との差額
土地、建物	405,957	(*) 745	△73,994

※ 担保資産の大部分はH17年度に任意売却され貸付金の返還に充当されている。

(連帯保証人にかかる状況)

12名

(県による債権分類判定理由)

事業継続中も完済の見通しが立っていない。

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末 貸付残高	完済までの年数
県→借受人	479,742	S 49年 12月	74,739	2,990年
機構→県	239,871		37,369	
	過去3年回収額			
	H18年度	H19年度	H20年度	
借受人→県	50	0	3	
県→機構	25	0	2	

(貸付当初からH20年度までの回収状況：借受人→県)

(金額：千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
S49年度	167,200	0	167,200	
S50年度	312,542	0	479,742	据置期間
S51年度		0	479,742	条件変更
S52年度		5,000	474,742	条件変更
S53年度		6,000	468,742	条件変更
S54年度		6,500	462,242	条件変更
S55年度		7,000	455,242	条件変更
S56年度		8,000	447,242	条件変更
S57年度		10,000	437,242	条件変更
S58年度		12,000	425,242	条件変更
S59年度		15,000	410,242	延滞一部入金
S60年度		20,000	390,242	延滞一部入金
S61年度		12,000	378,242	延滞一部入金
S62年度		28,000	350,242	延滞一部入金
S63年度		22,000	328,242	延滞一部入金
H1年度		17,500	310,742	延滞一部入金
H2年度		19,500	291,242	延滞一部入金
H3年度		28,000	263,242	延滞一部入金
H4年度		24,000	239,242	延滞一部入金
H5年度		18,000	221,242	延滞一部入金
H6年度		5,000	216,242	延滞一部入金
H7年度		3,000	213,242	延滞一部入金
H8年度		3,000	210,242	延滞一部入金
H9年度		3,250	206,992	延滞一部入金
H10年度		3,350	203,642	延滞一部入金
H11年度		2,550	201,092	延滞一部入金
H12年度		2,450	198,642	延滞一部入金
H13年度		2,400	196,242	延滞一部入金
H14年度		1,400	194,842	延滞一部入金
H15年度		0	194,842	延滞
H16年度		50	194,792	延滞一部入金
H17年度		120,000	74,792	延滞、担保資産売却
H18年度		50	74,742	延滞一部入金
H19年度		0	74,742	延滞
H20年度		3	74,739	延滞一部入金

当該貸付金の状況は次のとおりである。

- ・ 組合設立の目的

当該貸付先は、経済基盤の確立、地域住民の就労対策、生活の安全等を図るために昭和40年代後半に設立されたものである。

- ・ 計画概要

当該貸付先は、組合員の経営の合理化、近代化を推進するため、共同化施設として共同作業、点検修理機械設備、塗装機械装置等への投資を行うものである。

- ・ 業績不振の原因

当該貸付先は、事業開始後の台風による被害や組合員の会社の労働争議及び折からの業界の全般的な不況等の影響を受けて業績が上がらず低迷してきた。その後組合の経営改善努力の結果、昭和50年代後半に黒字となったが、その後の不況の影響を受け、売上収入の増加が望めない状況となっている。

【指摘】 債権保全ならびに債権分類に基づく対応の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、前記のとおり、当該貸付金の担保はそのほとんどを任意売却したため、平成20年度貸付金残高を大きく下回った状況となっており、この通りには実施されていない。したがって、当該貸付金は完済見込み期間が2,990年という壮大な返済期間を有する延滞先債権であるにもかかわらず、担保による保全はほとんどなされていない状況である。

また、債権区分としては回収処理先債権となっているため、対応指針において、担保処分（やむを得ない場合は賃貸）あるいは、連帯保証人への請求（保証人の資力調査等を含む）の対応が必要であり、前者の担保処分は実行されているが、後者の連帯保証人に対する請求は十分に実施されているとは思われない。県の説明では、現実的には連帯保証人に対する請求が困難であるため、少額の返還が継続している状況とのことである。しかしながら、当該貸付金は完済見込み期間が2,990年という壮大な返済期間を有する債権であり、このような延滞先債権に対して何らかの方策を打ち立てる必要があると考えられる。

【意見】 債権の分類判断過程について

当該貸付金は回収処理先債権dと分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。出来得る限り客観的に判

断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

当該貸付金は、当初手書きの貸付管理台帳で管理していたが、貸付件数が複数であること、貸付期間が長期化していること、条件変更が複数回なされていることから、エクセルによるデータ化をしている。担当者は貸付金の状況を分かりやすくするためのデータ化であると推察される。当該貸付金以外の貸付金についても、担当者以外の者が見ても分かりやすいように管理するために、データ化による整然とした記載が望まれる。

E 貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
小売商業等商店街近代化資金	振興組合	建物	20年	5年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更回数
		区分	内訳	
経営商業課	延滞先	回収処理先	c	0回

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保評価額	H20年度末担保評価額	同年度末貸付残高との差額
建物	50,500	8,328	△24,650

(連帯保証人にかかる状況)

3名

(県による債権分類判定理由)

競売完了。配当未受領。

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末貸付残高	完済までの年数
県→借受人	34,678	H10年5月	32,978	989年
機構→県	26,008		24,732	
	過去3年回収額			
	H18年度	H19年度	H20年度	
借受人→県	50	50	0	
県→機構	38	38	0	

(貸付当初からH20年度までの回収状況：借受人→県)

(金額：千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
H10年度	34,678	0	34,678	繰上償還命令※
H11年度		0	34,678	連帯保証人が債務引受
H12年度		0	34,678	延滞
H13年度		400	34,278	延滞一部入金
H14年度		450	33,828	延滞一部入金

H15年度		400	33,428	延滞一部入金
H16年度		300	33,128	延滞一部入金
H17年度		50	33,078	延滞一部入金
H18年度		50	33,028	延滞一部入金
H19年度		50	32,978	延滞一部入金
H20年度		0	32,978	延滞

※ 当該貸付については、貸付対象施設の設置の支払が完了せず、貸付対象施設等設置完了届の提出がないこと、貸付先による事業を実施しておらず、今後の実施も困難であることが認められ、規則第13条（期限前償還）第1項第1号（組合等貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき）、第3号（組合等貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき）及び第5号（この規則または当該契約に反したとき）に該当するために、同規則第13条第1項に基づき下記により全額の繰上償還手続きを行ったものである。

当該貸付金の状況は次のとおりである。

・ 組合設立の目的

当該貸付先は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組合員の自主的な経済活動を促進し、事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資するため、昭和30年代に設立されたものである。

・ 計画概要

当該貸付先は、組合事業としては阪神・淡路大震災により、壊滅的被害を受けたため、店舗を新築、改造し、災害復旧高度化事業による商店街近代化事業を平成8年度から10年度にかけて実施している。また、貸付先の事業は、震災で全壊の被害を受けた店舗を新築するものである。

・ 業績不振の原因

当該貸付先は、貸付後に債務者の健康状態が急激に悪化するとともに、家族の協力が得られなくなったため、事業を実施できない状態となった。このため、連帯保証人のうちの1人の配偶者が債務引受を行い、テナントへ賃貸することによって店舗の管理を行ってきた。債務者は県営住宅に居住しているが、仕事には就いておらず、生活保護を受けている。

【指摘】 債権保全ならびに債権分類に基づく対応の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、前記のとおり、当該貸付金の担

保価値は平成20年度貸付金残高を下回った状況となっており、この通りには実施されていない。したがって、当該貸付金は完済見込み期間が989年の延滞先債権であるにもかかわらず、担保による保全はほとんどなされていない状況である。

また、債権区分としては回収処理先債権となっているため、対応指針に定めるところの、連帯保証人への請求および担保物件の賃貸による回収の対応を実施している。しかしながら、近年は少額の返還がある（平成20年度はゼロ）のみで、これらの措置では十分な対応とは思われない。新たに何らかの方策を打ち立てる必要があると考えられる。

【意見】債権の分類判断過程について

当該貸付金は回収処理先債権cと分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。出来得る限り客観的に判断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

【意見】貸付管理台帳の記載方法について

貸付管理台帳が手書きで行っているため、当該貸付金のように連帯保証人の債務引受によって書き直された状態のものは、担当者以外は正確な内容が分かりづらいものとなっており、たとえばデータ化するなどによって整然とした記載が望まれる。

F 貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
小売商業等商店街近代化資金	協同組合	土地、建物、設備	20年	5年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更回数
		区分	内訳	
経営商業課	条件変更	再生支援先	d'	9回

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保評価額	H20年度末担保評価額	同年度末貸付残高との差額
土地、建物	3,244,089	1,110,729	△1,268,673

(連帯保証人にかかる状況)

13名

(県による債権分類判定理由)

地域最大のショッピングセンターであり、地元への影響が大きいため

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末 貸付残高	完済までの 年数
県→借受人	2,783,792	H4年8月～	2,379,402	1,190年
機構→県	1,879,059		1,606,101	
	過去3年回収額			
	H18年度	H19年度	H20年度	
借受人→県	2,000	2,000	2,000	
県→機構	1,350	1,350	1,350	

(貸付当初からH20年度までの回収状況：借受人→県)

(金額：千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
H4年度	644,112	0	644,112	
H5年度		0	644,112	据置期間
H6年度	2,139,680	0	2,783,792	据置期間
H7年度		0	2,783,792	据置期間
H8年度		0	2,783,792	据置期間
H9年度		56,129	2,727,663	約定償還、一部繰上償還
H10年度		42,940	2,684,723	約定償還
H11年度		184,719	2,500,004	約定償還
H12年度		86,102	2,413,902	約定償還、条件変更
H13年度		20,000	2,393,902	条件変更
H14年度		3,000	2,390,902	条件変更
H15年度		3,000	2,387,902	条件変更
H16年度		1,000	2,386,902	条件変更
H17年度		1,500	2,385,402	条件変更
H18年度		2,000	2,383,402	条件変更
H19年度		2,000	2,381,402	条件変更
H20年度		2,000	2,379,402	条件変更

当該貸付金の状況は次のとおりである。

・組合設立の目的

昭和59年5月8日、地元商業者の参加により大型店併設のショッピングセンターを設置し、当該地域商業の活性とともに地域住民の生活文化の向上を図るため、小売商業店舗等共同化事業を実施すべく組合を設立した。

・計画概要

ショッピングセンター建設について、H4年度事業として、H4年8月31日に土地の取得資金644,112千円を、H5年度事業として、H6年4月25日に建物、設備の取得資金2,139,680千円を貸し付けた。

・業績不振の原因

貸付先を取り巻く当該地域が限定された商業圏であり、その中で全国的な消費の低迷、インフラ整備による顧客の流出、H12年度の近隣大型スーパーの大

幅な増床等から各組合員の売上は減少傾向が続いた。また、H13年度には、併設の核店舗の大型スーパーの民事再生法適用申請による顧客流出から組合は大きな打撃を受けることに至った。

このような状況から、組合員が次々脱退し、空き区分が発生し、既存店舗についても売上減少により、組合として、償還財源である賦課金の予定通りの徴収が困難となっている。

【指摘】債権保全の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、前記のとおり、担保価値は平成20年度貸付金残高を下回った状況となっており、当該貸付金はこの通りには実施されていない。すなわち、当該貸付金は完済見込み期間が1,190年と長期にわたる期間となっており、現状を考えた場合、実質的に回収困難と考えられる。担保割れの金額は多額であり、債権回収のための担保による保全は必要である。現状、基本方針がある以上、それに従った取り組みをする必要がある。

【意見】債権の分類判断過程について

当該貸付金は再生支援先債権 d' と分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。出来得る限り客観的に判断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

【意見】貸付管理台帳の記載方法について

貸付管理台帳が手書きで行っていることから、当該貸付金のように条件変更が何度もなされて書き直された状態のものは、担当者以外は正確な内容が分かりづらいものとなっており、たとえばデータ化するなどによって整然とした記載が望まれる。

G 貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
商店街整備等 支援資金	株式会社	土地、建物、設備	20年	5年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更回数
		区分	内訳	
経営商業課	条件変更先	再生支援先	d'	7回

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保 評価額	H20年度末 担保評価額	同年度末貸付残 高との差額
土地、建物	2,316,700	416,699	△819,356

(連帯保証人にかかる状況)

7名

(県による債権分類判定理由)

第三セクターへの出資者である市からの支援姿勢が明確

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末 貸付残高	完済までの 年数
県→借受人	2,102,544	H4年12月～	1,236,055	41年
機構→県	1,419,217		834,336	
	過去3年回収額			
	H18年度	H19年度	H20年度	
借受人→県	40,000	20,000	30,000	
県→機構	27,000	13,500	20,250	

(貸付当初からH20年度までの回収状況：借受人→県)

(金額：千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
H4年度	389,600	0	389,600	
H5年度	1,712,944	0	2,102,544	据置期間
H6年度		0	2,102,544	据置期間
H7年度		0	2,102,544	据置期間
H8年度		0	2,102,544	据置期間
H9年度		0	2,102,544	据置期間
H10年度		25,978	2,076,566	約定償還
H11年度		140,173	1,936,393	約定償還
H12年度		140,169	1,796,224	約定償還
H13年度		140,169	1,656,055	約定償還
H14年度		50,000	1,606,055	条件変更
H15年度		220,000	1,386,055	条件変更、一部繰上償還
H16年度		30,000	1,356,055	条件変更
H17年度		30,000	1,326,055	条件変更
H18年度		40,000	1,286,055	条件変更
H19年度		20,000	1,266,055	条件変更
H20年度		30,000	1,236,055	条件変更

当該貸付金の状況は次のとおりである。

・組合設立の目的

当該貸付先は、スポーツ施設、多目的ホールを有する商業施設を建設し、運営することを目的として設立されたものである。

・計画概要

当該貸付先は、県から土地を取得し、スポーツ施設、多目的ホールを有する商業施設を建設し、運営するものである。

・業績不振の原因

当該貸付先は、開業後、開発に伴う大型店舗の進出が相次ぎ、テナントも頻繁に入退店があり、家賃収入も伸び悩みの状況となっていた。平成12年度以降は、退店後の区画がなかなか埋まらない状況に加え、プール施設の利用率も市内他施設との競合から急速に落ち込んでいる。平成15年度には経営再建のため、1フロアをA市に売却し、平成16年度からは暫定的にJAの地場産品直売場として活用している。

【指摘】債権保全の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、前記のとおり、担保価値は平成20年度貸付金残高を大きく下回った状況となっており、当該貸付金はこの通りには実施されていない。すなわち、当該貸付金は完済見込み期間が41年であり、回収先債権ほど長期ではないが、担保による保全は必要である。現状、基本方針がある以上、それに従った取り組みをする必要がある。

【意見】債権の分類判断過程について

当該貸付金は回収処理先債権d'と分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。出来得る限り客観的に判断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

【意見】貸付管理台帳の記載方法について

貸付管理台帳が手書きで行っていることから、当該貸付金のように条件変更が何度もなされて書き直された状態のものは、担当者以外は正確な内容が分かりづらいものとなっており、たとえばデータ化するなどによって整然とした記載が望まれる。

H貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
小売商業等商店街近代化資金	振興組合	土地、建物	20年	5年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更回数
		区分	内訳	
経営商業課	条件変更	再生支援先	d'	6回

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保 評価額	H20年度末 担保評価額	同年度末貸付 残高との差額
土地、建物	22,636	5,161	△6,999

(連帯保証人にかかる状況)

2名

(県による債権分類判定理由)

利益率の高い事業を開始するなど営業努力をしている。また、商店街理事長としてリーダーシップを発揮している。

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末 貸付残高	完済までの年数
県→借受人	19,314	H10年10月	12,160	81年
機構→県	14,485		9,118	
	過去3年回収額			
	H18年度	H19年度	H20年度	
借受人→県	70	100	280	
県→機構	53	75	210	

(貸付当初からH20年度までの回収状況：借受人→県)

(金額：千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
H10年度	19,314	0	19,314	
H11年度		0	19,314	据置期間
H12年度		0	19,314	据置期間
H13年度		6,494	12,820	繰上償還
H14年度		0	12,820	据置期間
H15年度		100	12,720	条件変更
H16年度		50	12,670	条件変更
H17年度		60	12,610	条件変更
H18年度		70	12,540	条件変更
H19年度		100	12,440	条件変更
H20年度		280	12,160	条件変更

当該貸付金の状況は次のとおりである。

・組合設立の目的

当該貸付先は、商店街地区の組合員のための必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資するために設立されたものである。

・計画概要

当該貸付先は、組合事業としては阪神・淡路大震災により、壊滅的被害を受けたため、店舗を新築、改造し、災害復旧高度化事業による商店街近代化事業を実施している。また、貸付先の事業は、震災で全壊の被害を受けた店舗を新築するものである。

・業績不振の原因

当該貸付先は、震災後商圈人口が大幅に減少する中で思うように売上が図れず、さらに組合員自身が入院・手術や骨折、食欲不振による寝込みなどの事態が続いたため、十分な営業活動が出来ない状態となり売上也低迷している。

【指摘】債権保全の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、前記のとおり、担保価値は平成20年度貸付金残高を下回った状況となっており、当該貸付金はこの通りには実施されていない。すなわち、当該貸付金は完済見込み期間が81年であり、担保割れの金額は多額とは言えないものの、担保による保全は必要である。現状、基本方針がある以上、それに従った取り組みをする必要がある。

【意見】債権の分類判断過程について

当該貸付金は回収処理先債権d'と分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。出来得る限り客観的に判断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

【意見】貸付管理台帳の記載方法について

貸付管理台帳が手書きで行っていることから、当該貸付金のように条件変更が何度もなされて書き直された状態のものは、担当者以外は正確な内容が分かりづらいものとなっており、たとえばデータ化するなどによって整然とした記載が望まれる。

I 貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
小売商業等商店街近代化資金	株式会社	土地、建物	20年	5年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更回数
		区分	内訳	
経営商業課	条件変更	再生支援先	d'	4回

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保評価額	H20年度末担保評価額	同年度末貸付残高との差額
土地、建物	470,445	289,783	△128,488

(連帯保証人にかかる状況)

3名

(県による債権分類判定理由)

メインバンクが運転資金融資に応じている。

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末貸付残高	完済までの年数
県→借受人	438,771	H12年4月	418,271	72年
機構→県	329,078		313,703	
	過去3年回収額			
	H18年度	H19年度	H20年度	
借受人→県	5,000	6,000	6,500	
県→機構	3,750	4,500	4,875	

(貸付当初からH20年度までの回収状況：借受人→県)

(金額：千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
H12年度	438,771	0	438,771	
H13年度		0	438,771	据置期間
H14年度		0	438,771	据置期間
H15年度		0	438,771	据置期間
H16年度		0	438,771	据置期間
H17年度		3,000	435,771	条件変更
H18年度		5,000	430,771	条件変更
H19年度		6,000	424,771	条件変更
H20年度		6,500	418,271	条件変更

当該貸付金の状況は次のとおりである。

・組合設立の目的

当該貸付先は、商店街地区の組合員のための必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資するために設立されたものである。

・計画概要

当該貸付先は、組合事業としては阪神・淡路大震災により、壊滅的被害を受けたため、店舗を新築、改造し、災害復旧高度化事業による集積区域整備事業

を実施している。また、貸付先の事業は、震災で全壊の被害を受けた店舗を再建するものである。

・業績不振の原因

当該貸付先は、入居した再開発ビルの店舗が埋まっておらず、ビル内に計画されていた駐車場もできていないなど不利な条件のもとでの営業を行わざるを得ず、売上が低迷していることに加え、震災前年のリニューアル資金、震災直後からの投資に伴う多額の借入金の返済、震災後の雇用維持に伴う累積赤字から資金繰りは厳しい状態にある。

【指摘】債権保全の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、前記のとおり、担保価値は平成20年度貸付金残高を3割以上下回った状況となっており、当該貸付金はこの通りには実施されていない。すなわち、当該貸付金は完済見込み期間が72年であり、担保割れの金額も相当額あり、担保による保全は必要である。現状、基本方針がある以上、それに従った取り組みをする必要がある。

【意見】債権の分類判断過程について

当該貸付金は回収処理先債権d'と分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。出来得る限り客観的に判断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

【意見】貸付管理台帳の記載方法について

貸付管理台帳が手書きで行っていることから、当該貸付金のように条件変更が何度もなされて書き直された状態のものは、担当者以外は正確な内容が分かりづらいものとなっており、たとえばデータ化するなどによって整然とした記載が望まれる。

J 貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
地域改善高度化資金	協同組合	土地、建物、設備	12年	2年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更回数
		区分	内訳	
工業振興課	延滞先	再生支援先	E	3回

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保評価額	H20年度末担保評価額	同年度末貸付残高との差額
土地、建物	232,583	56,662	△270,418

(連帯保証人にかかる状況)

17名

(県による債権分類判定理由)

地域経済を担う主要な組合として事業継続しているとともに、今後も分割償還を継続履行する意思を示しているため。

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末貸付残高	完済までの年数
県→借受人	379,420	S50年3月～	327,080	145年
機構→県	189,710		164,165	
	過去3年回収額			
	H18年度	H19年度	H20年度	
借受人→県	2,500	2,500	1,750	
県→機構	1,250	1,250	875	

(貸付当初からH20年度までの回収状況：借受人→県)

(金額：千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
S49年度	56,170	0	56,170	
S50年度	316,450	0	372,620	据置期間
S51年度	6,800	0	379,420	据置期間
S52年度		5,626	373,794	約定償還
S53年度		2,000	371,794	条件変更
S54年度		3,616	368,178	条件変更
S55年度		2,040	366,138	条件変更
S56年度		0	366,138	延滞
S57年度		0	366,138	延滞
S58年度		0	366,138	延滞
S59年度		0	366,138	延滞
S60年度		0	366,138	延滞
S61年度		0	366,138	延滞
S62年度		0	366,138	延滞
S63年度		0	366,138	延滞
H1年(S64年)度		0	366,138	延滞
H2年度		0	366,138	延滞
H3年度		100	366,038	延滞一部入金
H4年度		200	365,838	延滞一部入金
H5年度		0	365,838	延滞
H6年度		0	365,838	延滞
H7年度		3,000	362,838	延滞一部入金
H8年度		12,000	350,838	延滞一部入金
H9年度		3,000	347,838	延滞一部入金
H10年度		0	347,838	延滞

H11年度		1,000	346,838	延滞一部入金
H12年度		0	346,838	延滞
H13年度		2,250	344,588	延滞一部入金
H14年度		2,758	341,830	延滞一部入金
H15年度		2,750	339,080	延滞一部入金
H16年度		2,750	336,330	延滞一部入金
H17年度		2,500	333,830	延滞一部入金
H18年度		2,500	331,330	延滞一部入金
H19年度		2,500	328,830	延滞一部入金
H20年度		1,750	327,080	延滞一部入金

当該貸付金の状況は次のとおりである。

・ 組合設立の目的

当該貸付先は、貸付地区の生産する製品は全国シェアが高かったものの、付加価値の低い半製品製造にとどまっていたことから、さらに仕上げまでを行うことで収益性を向上させるとともに、公害対策施設の導入、産地の遊休労働力の吸収も視野に入れて、共同工場を設置するべく設立されたものである。

・ 計画概要

当該貸付先は、おもな計画の内容として、製品を高付加価値化するとともに、収益性を向上させることのほか、公害対策に資するものである。

・ 業績不振の原因

当該貸付先は、稼働当初から競合する他府県の下請業界や運動団体の圧力により、素材以降の加工過程については全く稼働させられない状況となったため、それまでの工程の加工収入を確保することに努めてきたが、業界不況に消費者の貸付者の製品離れも加わり、計画通りの収益が上げられず延滞となったものである。

【指摘】 債権保全ならびに債権分類に基づく対応の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、前記のとおり、担保価値は平成20年度貸付金残高を大きく下回った状況となっており、当該貸付金はこの通りには実施されていない。すなわち、当該貸付金は完済見込み期間が145年という返済期間を有する延滞先債権であるにもかかわらず、担保による保全はほとんどなされていない状況である。

【意見】債権の分類判断過程について

当該貸付金は再生支援先債権 e と分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。また、当該貸付金については、「地域社会・地域経済にとって欠くことのできない事業を実施している」と県は判断していることから、債権分類上、e「当初償還期限+10年で完済が見込まれるもの」又は f「当初償還期限までに完済が可能なもの」のいずれかに分類せざるを得ず、債権分類を e としているが、当該貸付金の完済見込み期間は145年であることを考えた場合、債権分類の内容に矛盾が生じていると考えられる。

出来得る限り客観的に判断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

【意見】貸付管理台帳の記載方法について

貸付管理台帳が手書きで行っているため、当該貸付金は、貸付件数が複数であること、貸付期間が長期化していること、条件変更が複数回なされていることから、担当者以外は正確な内容が分かりづらいものとなっており、たとえばデータ化するなどによって整然とした記載が望まれる。

K 貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
地域改善高度化資金	協業組合	土地、建物、設備等	12年	2年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更回数
		区分	内訳	
工業振興課	延滞先	再生支援先	e	20回

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保評価額	H20年度末担保評価額	同年度末貸付残高との差額
土地、建物、設備	904,306	155,356	△529,914

(連帯保証人にかかる状況)

31名

(県による債権分類判定理由)

地域経済を担う主要な組合として事業継続しているとともに、今後も分割償還を継続履行する意思を示しているため。

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末貸付残高	完済までの年数
県→借受人	1,033,170	S49年3月～	685,270	4,112年
機構→県	516,585		342,635	

	過去 3 年回収額		
	H18 年度	H19 年度	H20 年度
借受人→県	200	200	100
県→機構	100	100	50

(貸付当初から H20 年度までの回収状況:借受人→県)

(金額:千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
S48 年度	633,740	0	633,740	
S49 年度	308,270	0	942,010	据置期間
S50 年度	91,160	0	1,033,170	据置期間
S51 年度		0	1,033,170	条件変更
S52 年度		0	1,033,170	条件変更
S53 年度		0	1,033,170	条件変更
S54 年度		2,100	1,031,070	条件変更
S55 年度		0	1,031,070	条件変更
S56 年度		2,000	1,029,070	条件変更
S57 年度		4,000	1,025,070	条件変更
S58 年度		6,500	1,018,570	条件変更
S59 年度		18,000	1,000,570	条件変更
S60 年度		20,000	980,570	条件変更
S61 年度		20,000	960,570	条件変更
S62 年度		20,000	940,570	条件変更
S63 年度		26,500	914,070	条件変更
H1 年(S64 年) 度		26,000	888,070	条件変更
H2 年度		23,000	865,070	条件変更
H3 年度		23,000	842,070	条件変更
H4 年度		24,000	818,070	条件変更
H5 年度		24,000	794,070	条件変更
H6 年度		24,000	770,070	条件変更
H7 年度		24,000	746,070	条件変更
H8 年度		24,000	722,070	延滞
H9 年度		24,000	698,070	延滞
H10 年度		5,000	693,070	延滞
H11 年度		5,000	688,070	延滞
H12 年度		1,000	687,070	延滞
H13 年度		1,000	686,070	延滞
H14 年度		200	685,870	延滞
H15 年度		0	685,870	延滞
H16 年度		0	685,870	延滞
H17 年度		100	685,770	延滞
H18 年度		200	685,570	延滞
H19 年度		200	685,370	延滞
H20 年度		100	685,270	延滞

当該貸付金の状況は次のとおりである。

・ 組合設立の目的

当該貸付先は、地域改善対策対象地域の産業振興、排水公害の解消等の環境改善を目的とする当該地区の中核的産地組合として発足、厳しい経営環境に対

応して、近代化設備の導入等を図り、企業体質を抜本的に改善することを目的として設立されたものである。

・ 計画概要

当該貸付先は、製品加工の委託料を組合員から収入として徴収し、事業を運営するものである。

・ 業績不振の原因

当該貸付先は、当初の計画は、仕上げまでを含む全面協業であったが、操業にこぎつけたのは仕上げ以前の工程（公害対策部分）だけの一部協業にとどまり、協業した各戸の工場は、依然として稼働を続けたため、当該組合の操業当時の施設稼働率は、非常に低調となった。

【指摘】債権保全ならびに債権分類に基づく対応の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、前記のとおり、当該貸付金の担保価値は平成20年度貸付金残高を大きく下回った状況となっており、この通りには実施されていない。したがって、当該貸付金は完済見込み期間が4,112年という壮大な返済期間を有する債権であるとともに多額の延滞先債権であるにもかかわらず、担保による保全はほとんどなされていない状況である。

【意見】債権の分類判断過程について

当該貸付金は再生支援先債権 e と分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。また、当該貸付金については、「地域社会・地域経済にとって欠くことのできない事業を実施している」と県は判断していることから、債権分類上、e 「当初償還期限＋10年で完済が見込まれるもの」又は f 「当初償還期限までに完済が可能なもの」のいずれかに分類せざるを得ず、債権分類を e としているが、当該貸付金の完済見込み期間は4,112年であることを考えた場合、債権分類の内容に矛盾が生じていると考えられる。

出来得る限り客観的に判断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

【意見】貸付管理台帳の記載方法について

貸付管理台帳が手書きで行っているため、当該貸付金は、貸付件数が複数であること、貸付期間が長期化していること、条件変更が複数回なされていることから、担当者以外は正確な内容が分かりづらいものとなっており、たとえばデータ化するなどによって整然とした記載が望まれる。

L 貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
企業合同資金	株式会社	建物、設備	20年	5年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更回数
		区分	内訳	
工業振興課	条件変更	再生支援先	d'	7回

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保評価額	H20年度末担保評価額	同年度末貸付残高との差額
建物、設備、土地	3,661,637	972,865	△859,754

(連帯保証人にかかる状況)

2名

(県による債権分類判定理由)

通信販売、インターネット販売の活用推進、ブランドの情報発信等により、収益改善が期待できる。

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末貸付残高	完済までの年数
県→借受人	1,910,619	H9年11月～	1,832,619	100年
機構→県	1,432,963		1,374,463	
	過去3年回収額			
	H18年度	H19年度	H20年度	
借受人→県	10,000	20,000	25,000	
県→機構	7,500	15,000	18,750	

(貸付当初からH20年度までの回収状況：借受人→県)

(金額：千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
H9年度	1,218,150	0	1,218,150	
H10年度	692,469	0	1,910,619	据置期間
H11年度		0	1,910,619	据置期間
H12年度		0	1,910,619	据置期間
H13年度		0	1,910,619	据置期間
H14年度		2,500	1,908,119	条件変更
H15年度		5,000	1,903,119	条件変更
H16年度		7,500	1,895,619	条件変更
H17年度		8,000	1,887,619	条件変更
H18年度		10,000	1,877,619	条件変更
H19年度		20,000	1,857,619	条件変更
H20年度		25,000	1,832,619	条件変更

当該貸付金の状況は次のとおりである。

・ 会社設立の目的

2社の地元酒造メーカーは、H7年1月の阪神・淡路大震災により、製造設備等が壊滅的な被害を受けたため、両社のもてる強み、弱みを踏まえ、酒造業を継続するための長期的視点から、高付加価値商品へのシフトや地域重視の販売戦略の構築のため、両社で新会社を設立することとなった。

・ 計画概要

共同工場を建設して新分野進出のための設備を導入するとともに、工場に隣接するテーマゾーンの整備を図り、直接誘客を行い消費者ニーズの把握や対応、直接販売によるブランドの普及、確立を行うことにより、有力な販売拠点とする。

・ 業績不振の原因

同社は、長引く景気の低迷の中、清酒市場の減退により、当初計画を大幅に下回る経営状態に直面している。このため、財務面からの挽回をはかるため、H13年1月に母体となっている会社の不動産部門を、続けてH16年12月には、不動産管理を営む子会社を同社に吸収合併等したが、厳しい経営環境と震災復興に伴う多額の累積債務が経営を圧迫し、業績の回復には至っていない。

また、酒造部門の不振、関連の飲食部門も低迷する厳しい状況が続いていることが、業績不振の要因となっている。

【指摘】 債権保全の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、前記のとおり、担保価値は平成20年度貸付金残高を下回った状況となっており、当該貸付金はこの通りには実施されていない。すなわち、当該貸付金は完済見込み期間が100年と長期にわたる期間となっており、震災復興に伴う事業であり、最近の景気低迷の状況からは回収が厳しいものとは思われるが、担保割れの金額は多額であり、債権回収のための担保による保全は必要であると考えられる。現状、基本方針がある以上、それに従った取り組みをする必要がある。

【意見】 債権の分類判断過程について

当該貸付金は再生支援先債権 d' と分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。出来得る限り客観的に判断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

【意見】 貸付管理台帳の記載方法について

貸付管理台帳が手書きで行っていることから、当該貸付金のように条件変更が何回もなされて書き直された状態のものは、担当者以外は正確な内容が分かりづらいものとなっており、たとえばデータ化するなどによって整然とした記載が望まれる。

M貸付金

(債権の名称・貸付先等)

貸付金の名称	貸付先組織	貸付対象施設	当初償還年数	当初据置期間
工場等集団化資金	協同組合	土地	20年	5年

(債権にかかる管理状況)

所管課	債権区分	県のH20年度債権分類		条件変更回数
		区分	内訳	
工業振興課	条件変更	再生支援先	e	6回

(担保にかかる状況)

(金額：千円)

担保対象物件	当初担保評価額	H20年度末担保評価額	同年度末貸付残高との差額
土地	13,190,735	5,495,267	△3,702,699

(連帯保証人にかかる状況)

22名

(県による債権分類判定理由)

景気の回復により中小企業にも波及効果は現れてきたが、業種間、企業間により格差が生じている。

(債権回収状況)

(金額：千円)

	貸付額	貸付年月日	H20年度末貸付残高	完済までの年数
県→借受人	11,871,661	H9年12月～	9,197,966	25年
機構→県	8,903,745		6,898,471	
	過去3年回収額			
	H18年度	H19年度	H20年度	
借受人→県	428,334	447,911	453,633	
県→機構	321,851	335,934	340,225	

(貸付当初からH20年度までの回収状況：借受人→県)

(金額：千円)

	新規貸付額	回収額	残高	備考
H9年度	5,054,796	0	5,054,796	
H10年度	6,816,865	0	11,871,661	据置期間
H11年度		391,738	11,479,923	繰上償還
H12年度	0	0	11,479,923	据置期間

H13年度	0	0	11,479,923	据置期間
H14年度	0	0	11,479,923	据置期間
H15年度	0	191,020	11,288,903	条件変更
H16年度	0	385,542	10,903,361	条件変更
H17年度	0	375,517	10,527,844	条件変更
H18年度	0	428,334	10,099,510	条件変更
H19年度	0	447,911	9,651,599	条件変更
H20年度	0	453,633	9,197,966	条件変更

※ 当該貸付先に対しては、上記に記載した貸付金のほか、延滞、条件変更等がなされていない正常債権として、4,473,188千円（H20年度末貸付残高）があるが、特段、問題が生じていないため、上記には含めていない。

当該貸付金の状況は次のとおりである。

・組合設立の目的

当該貸付先は、神戸の市街地に立地し、工場の老朽化、拡張難、分散による非効率に悩む中小企業が、阪神・淡路大震災での被災をきっかけに組合を設立し、産業団地内に集団で進出することを目的として設立されたものである。

・計画概要

当該貸付先は、恵まれた立地と、各種製造業の集積を活かし、団地内取引の活発化と共同開発による技術の高度化、新製品の開発に取組み、組合員企業の業績拡大を目指すものである。

・業績不振の原因

当該貸付先は、不況による受注量減少、受注単価の切り下げのため、組合員の多くが業績不振に陥っている。また、地価の下落により担保余力が激減し、金融機関の融資が受けにくい状況である。なお、組合自身は共同購入等を除いて特に事業を行っておらず、高度化資金の償還は組合員の賦課金でまかなわれる。

【指摘】債権保全の徹底について

基本方針において、「財産評価による貸付対象物件の評価額等が、貸付額に満たない場合は、適宜、組合等貸付の相手方所有の他の不動産、構成組合員等の所有する不動産等の担保提供を求める」となっているが、「業績不振の原因」に記載のとおり、地価の下落により担保価値は平成20年度貸付金残高を大きく下回った状況

となっており、当該貸付金はこの通りには実施されていない。当該貸付金は完済見込み期間が25年であり、他の条件変更の債権ほど長期ではないが、担保による保全は必要である。現状、基本方針がある以上、それに従った取り組みをする必要がある。

【意見】 債権の分類判断過程について

当該貸付金は再生支援先債権eと分類されているが、債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭である。出来得る限り客観的に判断過程が分かるようにするとともに、同じ貸付金が担当者ごとによって分類が異なるなどの事態を避けるためにも、債権区分を評価検討したチェックリストの作成が望まれる。

【意見】 貸付管理台帳の記載方法について

貸付管理台帳が手書きで行っていることから、当該貸付金のように条件変更が何度もなされて書き直された状態のものは、担当者以外は正確な内容が分かりづらいものとなっており、たとえばデータ化するなどによって整然とした記載が望まれる。

V 高等学校奨学資金貸付金

1 貸付金概要

(1) 当該貸付にかかる貸付金の種類

高等学校奨学金

(2) 当該貸付事業の所管部局・所管課

教育委員会事務局 高校教育課

(3) 当該貸付事業の根拠となる関係法令等

高等学校奨学資金貸与規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第14号。以下「貸与規則」という。）

高等学校奨学資金貸与規則実施要綱（以下「要綱」という。）

(4) 当該貸付金の財源

高等学校等奨学金事業交付金、自主財源

(5) 当該貸付事業制度の目的と対象

ア 目的

勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な生徒に対して奨学金を貸与することにより、修学を奨励し、もって有為な人材を育成する。

イ 対象

次のいずれにも該当する者

- ・学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校若しくは盲学校、聾学校及び養護学校の高等部又は兵庫県教育長が指定する専修学校の高等課程に在学する者。

- ・その者の生計を主として維持する者が、県内に住所を有している者。

- ・勉学意欲がありながら、次のいずれかの世帯に属し、経済的な理由により修学が困難な者

①主として生計を維持する者の収入の総額に基づき教育長が別に定める計算により得られた額が、教育長が別に定める基準額以下である世帯

②その他教育長が特に必要と認める世帯

- ・次に掲げるいずれかの奨学金等を給付又は貸与されていない者

①独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による奨学金

②母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金

③勤労生徒奨学資金貸与規則（昭和50年兵庫県教育委員会規則第1号）による奨学資金

④特殊教育就学奨励費補助金及び特殊教育就学奨励費負担金

(6) 貸付対象となる必要条件、貸付制限、承認しない条件

ア 必要条件

上記「当該貸付事業制度の目的と対象」参照

イ 貸付制限

奨学生が休学した時、長期にわたって欠席し、又は学習を中断した時、学年制の高等学校等において進級できなかったため、同一学年を重ねて履修する時、その他教育委員会が奨学資金を貸与することが適当でないとした時は、その翌月から貸与を停止する

ウ 承認しない条件

特段、定めていない

(7) 貸付条件

利率	0 パーセント
貸付額	国公立自宅通学 月額 18,000 円 国公立自宅外通学 月額 23,000 円 私立自宅通学 月額 30,000 円 私立自宅外通学 月額 35,000 円
償還期限	12 年以内
償還方法	高等学校を卒業し、又は奨学資金の貸与の期間が満了してから年賦、半年賦、月賦又は1年以内の割賦
償還猶予又は免除に関する規定の内容	(返還猶予) 教育委員会は、奨学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した奨学資金の返還を猶予することがある。ただし、返還を猶予することができる期間は、1年以内の期間とし、更に必要に応じて1年以内の期間をもって延長することができるが、猶予の期間は、通算して10年を超えることができない。 (1) 高等学校等、短期大学、大学等に在学するとき。 (2) 災害、病気その他やむを得ない理由により返還が著しく困難であると教育委員会が認めたとき。 (返還免除) 奨学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した奨学資金の全部又は一部の返還を免除することがある。 (1) 死亡したとき。 (2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、奨学資金を返還することができなくなったと教育委員会が認めたとき。
充当率	該当なし
貸付限度額	規定なし（月額を定額制としている）

(8) 推移表（県実施分）

ア 貸付金増減

(単位：円)

年度	期首残高	新規貸付額	調定額	その他増減額	期末残高
H16 年度	266,439,000	325,338,000	6,679,250	△540,000	584,557,750
H17 年度	584,557,750	669,364,000	37,979,180	0	1,215,942,570
H18 年度	1,215,942,570	1,184,565,000	79,102,330	△288,000	2,321,117,240
H19 年度	2,321,117,240	961,524,000	138,725,440	△510,000	3,143,405,800
H20 年度	3,143,405,800	526,267,000	254,831,080	0	3,414,841,720

※ その他の増減額は、奨学生の死亡による返還免除である。

イ 未収入金

(単位：円)

年度	期首残高	調定額	収入額	期末残高
H16年度	0	6,679,250	5,705,000	974,250
H17年度	974,250	37,979,180	32,525,780	6,427,650
H18年度	6,427,650	79,102,330	65,618,230	19,911,750
H19年度	19,911,750	138,725,440	110,440,270	48,196,920
H20年度	48,196,920	254,831,080	207,815,900	95,212,100

ウ 不納欠損処分額

年度	金額(円)
H16年度	0
H17年度	0
H18年度	0
H19年度	0
H20年度	0

エ 新規貸付

(単位：円)

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額
H16年度	1,117	1,116	325,338,000
H17年度	2,377	2,350	669,364,000
H18年度	4,216	4,156	1,184,565,000
H19年度	3,364	3,333	961,524,000
H20年度	1,838	1,819	526,267,000

(9) 推移表(社団法人兵庫県高等学校教育振興会実施分)

(後述の「意見と結果」記載のとおり、県は当該貸付金業務を平成19年度の新規貸付業務から社団法人兵庫県高等学校教育振興会(以下「振興会」という)に移管していることにより、振興会の貸付金は、新規貸付には重要性があるものの、返還については、平成19年度以降に貸与した奨学資金の本格的な返還が平成22年度からであるため、県と比較すると重要性は低い。したがって、「未収入金」及び「不納欠損処分額」の推移は省略している。)

ア 貸付金増減

(単位：円)

年度	期首残高	新規貸付額	調定額	その他増減額	期末残高
H19年度	0	670,450,000	4,050,650	△2,272,000	664,127,350
H20年度	664,127,350	1,306,762,000	25,385,050	△3,751,000	1,941,753,300

※ その他の増減額は、貸付決定後の中途退学等による過払い返還金である。

イ 新規貸付

(単位：円)

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額
H19年度	2,420	2,391	670,450,000
H20年度	4,590	4,536	1,306,762,000

2 新規貸付

(1) 貸付予定額の決裁方法、決裁資料名及び決裁書の添付資料名

ア 決裁方法

兵庫県教育委員会に対する申請。兵庫県教育委員会はその内容を審査の上、教育長が別に定める奨学生選考委員会の議を経て、奨学資金を貸与し、又は貸与しないことを決定する。この決定をした時は、その旨を書面で通知するものとする。

イ 決裁資料名

高等学校奨学資金申請書のほか、次に掲げる書類を添付

- ・ 確約書
- ・ 誓約書
- ・ 家庭状況書
- ・ 申請者が属する世帯の生計を主として維持する者の収入の総額が確認できる書類

(2) 貸付に対する、担保資産、連帯保証人の確保等債権保全のための方策

ア 方策の具体的内容

連帯保証人を1名確保。原則として法定代理人。前記の申請時に添付する誓約書に署名が必要なほか、最終の貸与を受けたとき、または奨学金の貸与が打ち切られたときに、高等学校奨学資金借用証書に署名が必要となっている。

イ 担保資産の価値の測定方法

担保資産による保全はない。

ウ 連帯保証人の支払能力の確認方法

新規貸付の申請の際に提出される奨学資金の貸与を受けようとする者と生計を一にする者の市町村の発行する所得証明書による。

(3) 貸付先での事業支出が貸付の目的通り行われていることの確認の実施

貸与者に、新規貸付の申請書類ならびに毎年の継続申請書類に貸与申請の理由（奨学金の貸与を希望するにあたっての学業への熱意や家庭の事情等）を記載させることによって確認を実施している。

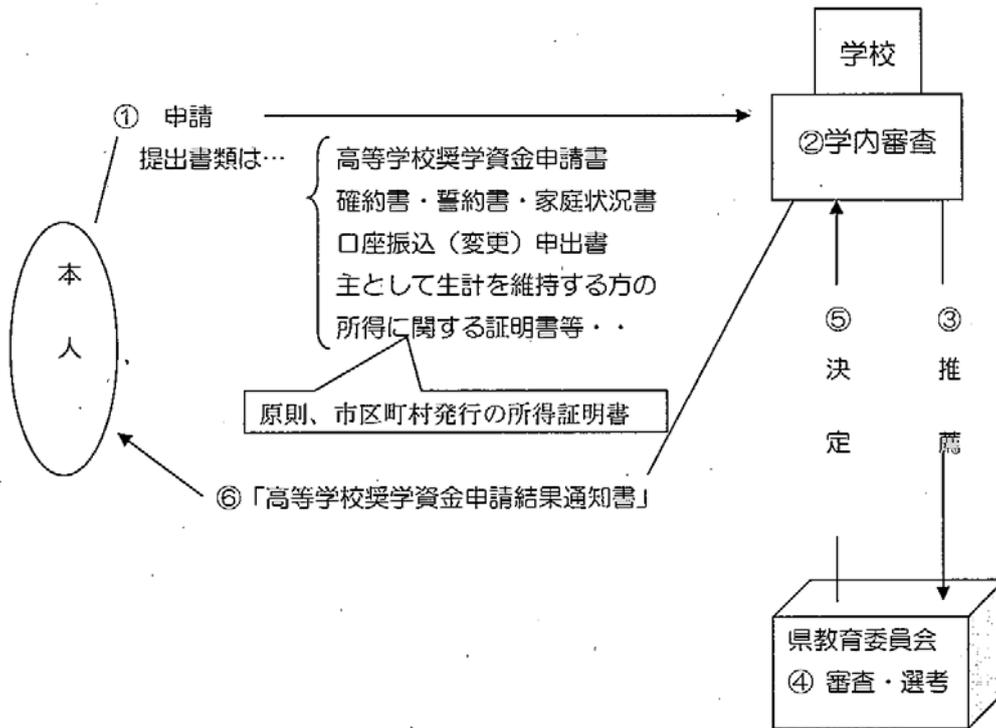
なお、県作成の、申請から決定までのフローチャートは次のとおりである。

【申請から決定まで】

☆奨学資金に関する手続はすべて学校を通じて行う。

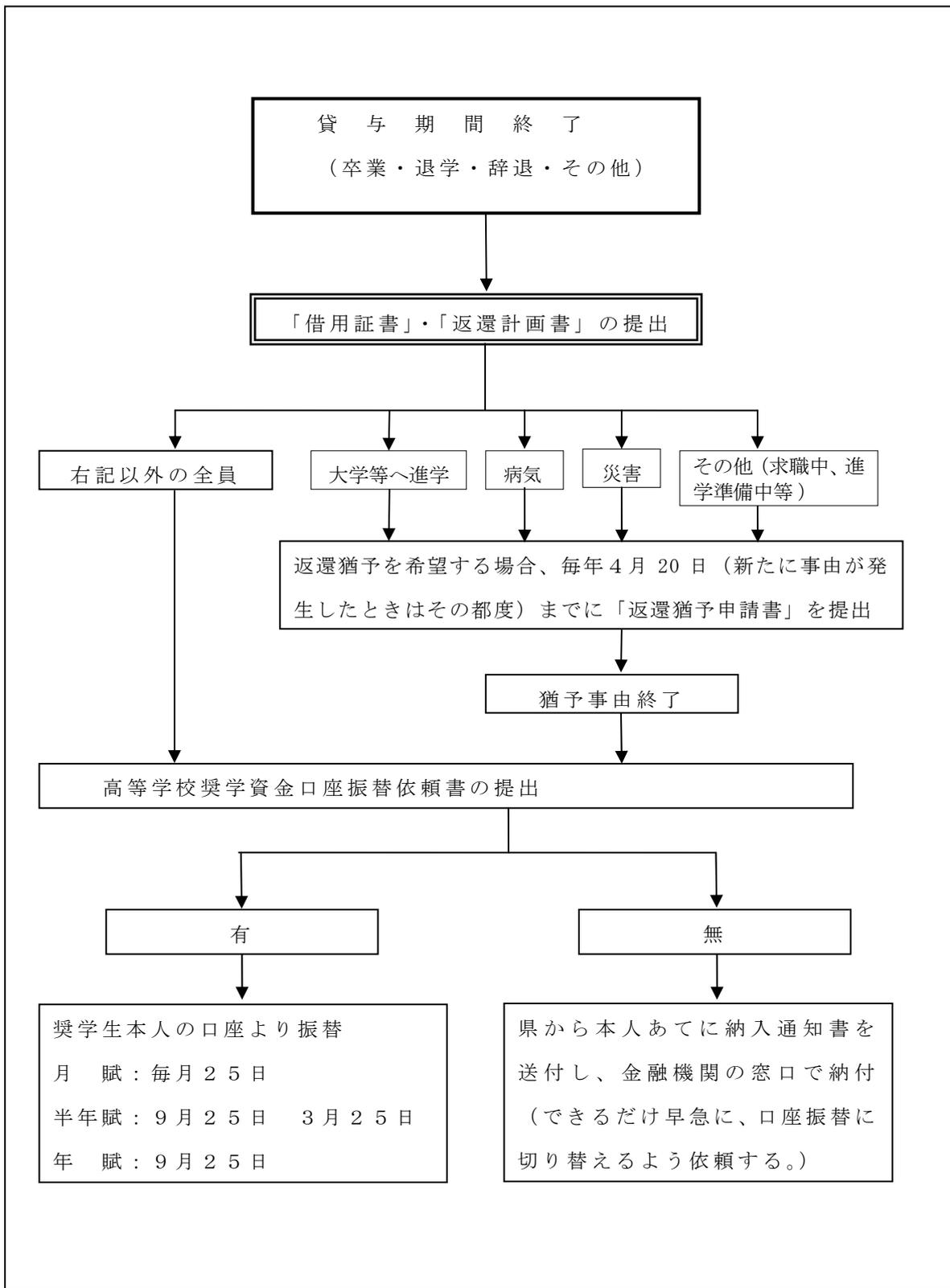
申請書類の審査の後、選考委員会を経て奨学生を決定。

なお、申請者が多数の場合、申請の条件を満たしていても採用されない場合がある。



3 債権管理業務及び回収業務

県作成の回収業務のフローチャートは次のとおりである。



(1) 貸付実行後の貸付先の財政状況等の確認

特段、実施されていない。

(2) 貸付先に対する実地調査について

貸付中は特段、実施されていない。滞留などにより督促のために相手先に訪問する場合はある。

(3) 回収可能性の観点から債権を分類した方法

滞納者に対して電話による督促ならびに状況確認を行い、債権の分類を検討中である。

(4) 債務者に対する残高確認の実施

特段、実施されていない。

(5) 滞留債権に対する回収督促の方法

次の方法により行っている。

①滞納者に対して文書及び電話にて積極的に返還催促を行う。

②文書及び電話で連絡が取れない者については、住所追跡をし、判明した場合には、訪問を行っている。

(6) 督促マニュアル等の有無

マニュアルについては、他府県の情報を収集し、様々なケースの対応方法等を蓄積し、マニュアルを作成しているところである。

(7) 滞留債権に対する回収状況に関する報告書等の作成

貸与者個人別の督促状況の一覧表を作成している。

(8) 不能欠損処分とする場合の条件と手続

ア 条件

財務規則第44条の規定に基づき不納欠損の手続きを行う

イ 手続

不能欠損決定書により不能欠損を決定する

(9) 損失保証契約を結んでいる貸付

該当なし

(10) 担保資産の資産価値、連帯保証人の支払能力の定期的な見直しの実施

特段、実施されていない。

(11) 消滅時効を過ぎている債権の有無

該当なし

(12) 実質的に破綻しておりかつ担保又は保証人からも回収不可能と考えられる債権の有無

該当なし

(13) 利率が正規（規定上認められているもの）より低い債権の有無

該当なし

(14) 契約上返済期日・返済期間が決まっていない債権の有無

該当なし

(15) その他、契約条件が当該貸付金の一般条件とは異なる債権の有無

該当なし

4 意見と結果

(1) 総論

当該高等学校奨学資金貸付金（以下「貸付金」という）は、平成14年度から国庫補助事業として、勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な生徒に対して奨学金を貸与することにより、修学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的として実施されてきた。その後、「特殊法人等整理合理化計画について（平成13年12月閣議決定）」により、平成17年度から日本学生支援機構（旧日本育英会）が実施してきた高校奨学金事業が都道府県へ移管されることを受けて、貸付金に統合一元化し、実施しているものである。県は当該貸付金業務を平成19年度の新規貸付業務から社団法人兵庫県高等学校教育振興会（以下「振興会」という）に移管し、兵庫県教育委員会で貸与を行った貸付金の継続貸与、債権管理業務及び回収業務については平成21年度に振興会に業務委託している。

当該貸付金は、このような経緯を有することにより貸付事業実施期間が短く、長期滞留というような貸付金固有の重要な問題は比較的少ない。また、振興会の貸付金の状況は、新規貸付には重要性があるものの、返還については、平成19年度以降に貸与した奨学資金の本格的な返還が平成22年度からであるため、県と比較すると重要性は低い。したがって、当該貸付金の監査対象としては、現在、県が貸付金残高として有している3,414百万円の債権管理業務及び回収業務の状況とともに、県が業務を移管した貸付業務の状況を中心としている。

(2) 貸付金概要について

【意見】 併給確認手続の厳格化について

「当該貸付事業制度の目的と対象」の項において、貸付金の対象者として、「独立行政法人日本学生支援機構法による奨学金、母子及び寡婦福祉法による修学資金、勤労生徒奨学資金貸与規則による奨学資金及び特殊教育就学奨励費補助金及び特殊教育就学奨励費負担金の給付又は貸与されていない者」を掲げている。当該事実の確認は、貸付金の申請者が申請時に提出する「高等学校奨学資金申請書」において、貸与の有無を申請者本人が記入し、学校長がその事実を証しているところであり、現時点では、奨学金等の給付を受けている者が当該貸付を受けたという事例は確認されていないが、今後、そのような事例が出てくる可能性もあることを考えれば、たとえば、それぞれの関係機関から奨学資金の貸与を受けていないことの証明書の添付を義務付けるなどの方法により、より確実な確認ができると思われる。

1人当たり、比較的少ない者が648,000円（国公立自宅通学生に月額18,000円を3年間貸与した場合）の貸与であり、1件当たりの金額は多額な貸付ではない。

しかしながら、幅広く個人に貸与するという貸付金であれば、必然的に貸付総額は多額となるため、当初の貸付申請時の手続を厳格にすることが望ましいと思われる。

【指摘】 督促並びに債権管理に関するマニュアルの作成について

「推移表」の項において記載のとおり、未収入金の発生額は毎年増加している。この要因として、後述の督促並びに債権管理に関するマニュアルが作成されていないことが考えられる。県としては、他府県の情報を収集し、様々なケースの対応方法等を蓄積し、マニュアルを鋭意作成中とのことである。近年県に移管されてきた新たな業務であるためノウハウが乏しいことは理解できなくもないが、現実に貸付業務を実施している以上は、これらのマニュアルは必須である。たとえば、県が実施している他の貸付金事業に関するこれらのマニュアルを参考にすることも一つの方法と考えられる。今後、返済額が増加することからも、マニュアルの作成を急ぐ必要がある。

(3) 新規貸付について

「総論」で述べたように、当該貸付金に関する業務は振興会に移管されているため、県において平成20年度の新規貸付は実行されていない。ただし、新規貸付者が翌年度以降も継続して貸与を受ける場合、継続申請書類を提出することとなっている。このため、平成20年度の継続申請に関して、25人を任意に抽出し、継続手続を検証したが、貸与規則及び要綱に違反する継続手続は無かった。

また、振興会において実施している平成20年度の新規貸付に関して、25人を任意に抽出し、新規貸付手続を検証したが、貸与規則及び要綱に違反する新規貸付は無かった。

【意見】 貸付金の使途の確認について

「貸付先での事業支出が貸付の目的通り行われていることの確認の実施」の項に記載のとおり、この確認は、貸与者に、新規貸付の申請書類ならびに毎年の継続申請書類に貸与申請の理由（奨学金の貸与を希望するにあたっての学業への熱意や家庭の事情等）を記載させることによって実施している。このような年に1度の確認が不十分とは言わないが、たとえば、貸与者が奨学資金を受けていることをより認識するための方法として、毎月就学状況などを記述した定期的なレポートの提出を義務付けるなどの方法も考えられ、これらの実施により、当該貸付金が、より制度目的を達成し、また、その後の滞留リスクを低減させることが出来るものと考えられる。

(新規貸付に関する参考事項)

当該貸付金の新規貸付の際には、43項目に及ぶチェックリストによるチェックが実施されており、新規貸付手続の正確性及び網羅性を高めるよう励行されている。県の他の貸付金においても、同様のチェックリストによるチェックを励行されることが望まれる。

(4) 債権管理業務及び回収業務について

「総論」で述べたように、債権管理業務及び回収業務については平成21年度に振興会に業務委託している。このため、当該業務の内容等については、振興会において実施している手続等を検証している。この検証の一環として、県の貸付金の返還猶予手続を検証した。平成20年度の返還猶予に関して、25人を任意に抽出し、返還猶予手続を検証したが、貸与規則及び要綱に違反する返還猶予手続は無かった。

また、振興会において実施している当該貸付金に関しても、平成20年度の返還猶予申請71人に関して、おおよそ1割に相当する7人を任意に抽出し、返還猶予手続を検証したが、振興会が規程する当該奨学資金に関する貸与規程及び要綱に違反する返還猶予は無かった(振興会が規程する当該奨学資金に関する貸与規程及び要綱に定められている返還猶予手続の内容は、県の定めるその内容と同様である)。

【指摘】督促並びに債権管理に関するマニュアルについて②

「回収可能性の観点から債権を分類した方法」の項において記載しているとおり、当該貸付金の滞納者に関する債権分類方法は検討中であるとともに、督促並びに債権管理に関するマニュアルは作成されていない。県としては、他府県の情報を収集し、様々なケースの対応方法を蓄積し、マニュアルを鋭意作成中とのことである。近年県に移管されてきた新たな業務であるためノウハウが乏しいことは理解できなくもないが、現実に貸付業務を実施している以上は、これらのマニュアルは必須である。たとえば、県が実施している他の貸付金事業に関するこれらのマニュアルを参考にするなども一つの方法と考えられる。今後、返済額が増加することからも、マニュアルの作成を急ぐ必要がある。

【指摘】貸付金残高の管理について

当該貸付金の債権管理業務にあたって、平成20年度の貸付金残高を、システム上の個人別の管理表の合計と突合することを試みたが、県が管理するシステムから

は、この突合には膨大な作業が必要であることが判明し、監査時間を勘案し、実施しないこととしている。

この事実から判明する問題は2つある。1つは、県として、貸付金残高が十分に管理できていないことである。県の説明としては、「前年度末貸付金残高＋当年度の新規貸付－調定額＋（－）その他の増減額＝当年度末貸付金残高」として、いわゆる理論残高による残高管理を実施しているとのことであるが、一般的に、残高管理に当たっては、理論残高のみの管理では不十分である。別途、項目（この場合は貸与者）ごとに作成された台帳の項目合計の残高と突合する必要がある。すなわち、貸付金残高を管理するためには、定期的、どれほど少なくとも年に1度は、貸付金残高を、個人別の明細合計と突合する必要がある。一般の事業会社においても、新たな業務を始めた場合、このような残高管理の不備は時折、見受けられる。近年県に移管されてきた新たな業務であるため、残高管理が十分ではなかった面も理解できなくもないが、現実に相当の貸付金残高を有している以上は、適切な管理が必要と思われる。

問題の2つ目は、貸付金残高を確認しようにも、システム上の個人別残高は処理ごとに更新されているため、容易に確認することが出来ない状況になっていることである。また、この2つ目の問題が、今回の監査で、県が初めて認識したことから推察されるのは、平成20年度の貸付金残高は、個人別残高を合計した金額と相違する可能性が相当程度あることである。すなわち、貸付額や返済額が約定どおり正しく行われた場合においても、それを記帳する業務が正しく行われたい可能性は大いにあるため、最低限の確認として、年度末の貸付残高と個人別の管理表の合計とを突合する必要がある。ここにも、近年県に移管されてきた新たな業務である影響があると思われるが、現実に相当の貸付金残高を有している以上は、適切な管理が必要と思われる。なお、調査によって、個人別残高のほうが正しい金額であると判明した場合などにおいては、県の貸付金残高を適切に修正する必要があることに留意されたい。

（上記の指摘に関する参考事項）

この指摘を申し出た後、県は平成20年度の貸付金残高について、個人別残高を合計した金額と突合するための作業を試みている。システム上の個人別残高は処理ごとに更新されているため、現在のシステム上の残高に、平成21年度に実施された新規貸付、回収等の処理を加味して、あるべき平成20年度の貸付金残高を算出している。この突合の結果、現状では、個人別残高のほうが200千円～300千円程度少ないという不一致が生じているとのことである。確かに、不一致は生じているが、残高の突合を実施してこなかった期間と、貸付金総額を勘案すると、まだ比較

的差異は少ないほうと思われる。今後は、今回の指摘を素直に受け止め、少なくとも年に1度は、貸付金残高と個人別の明細合計とを突合することが望まれる。

VI 地域改善対策奨学資金

1 貸付金概要

(1) 当該貸付にかかる貸付金の種類

奨学金、通学用品等助成金

(2) 当該貸付事業の所管部局・所管課

教育委員会事務局人権教育課、各教育事務所（神戸教育事務所を除く）

(3) 当該貸付事業の根拠となる関係法令等

- ・（旧）地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）
- ・（旧）地域改善対策奨学資金貸与規則（昭和62年兵庫県教育委員会規則第10号。以下「貸与規則」という。）
- ・地域改善対策奨学資金貸与規則を廃止する規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第7号。以下「廃止規則」という。）
- ・地域改善対策奨学資金貸与規則実施要綱（以下「要綱」という。）

(4) 当該貸付金の財源

国庫補助金（2/3）、県（1/3）

(5) 当該貸付事業制度の目的と対象

ア 目的

対象地域に居住する同和関係者の子弟で学校に在学し、経済的な理由により、修学が困難な者に対して奨学資金の貸与を行うことにより修学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的とする。

イ 対象

次のいずれにも該当する者

- ・県内（神戸市を除く。）の対象地域に居住する同和関係者の子弟であること
- ・学校に在学する者であること
- ・低所得世帯に属し、経済的な理由により、修学が困難な者であること
- ・日本育英会法あるいは独立行政法人日本学生支援機構法に基づく育英資金、母子及び寡婦福祉法に基づく修学資金又は勤労生徒奨学資金貸与規則に基づく奨学資金の貸与を受けていないこと

(6) 貸付対象となる必要条件、貸付制限、承認しない条件

ア 必要条件

上記「当該貸付事業制度の目的と対象」参照

イ 貸付制限

奨学生が休学した時は、その翌月から貸与を停止する

ウ 承認しない条件

特段、定めていない

(7) 貸付条件

利率	0 パーセント
貸付額	短期大学・大学（以下「大学」という。） 奨学金（国公立） 月額 48,000 円 奨学金（私立） 月額 82,000 円 通学用品等助成金 入学時一時金 36,750 円 高等学校・高等専門学校（以下「高校」という。） 奨学金（国公立） 月額 23,000 円 奨学金（私立） 月額 43,000 円 通学用品等助成金 入学時一時金 23,100 円
償還期限	20 年以内
償還方法	卒業後 6 ヶ月を経過した後 20 年以内に、原則として年賦による方法とし、12 月又は 6 月の返還月を選び、金融機関に振り込む（繰上返還も可）
償還猶予又は免除に関する規定の内容	（返還の猶予） 学校等に在学するとき（貸与規則第 17 条第 1 項第 1 号） 災害等により返還期日に返還することが著しく困難であると認められるとき（貸与規則第 17 条第 1 項第 2 号） （返還の免除） (1) 死亡又は精神若しくは身体の著しい障害その他やむを得ない事情により奨学資金を返還することができなくなったと認められるとき（貸与規則第 16 条第 1 項第 1 号） (2) 奨学資金の貸与を受けた者（その者が父母と同居している場合にあつてはその者の属する世帯、その者が父母と同居していない場合で被扶養者であるときにあつてはその者及び父母）が生活困難であるため、奨学資金の返還が著しく困難であると認められるとき（貸与規則第 16 条第 1 項第 2 号）
充当率	該当なし
貸付限度額	規定なし（月額及び一時金を定額制としている）

(8) 推移表（大学）

ア 貸付金の増減

(単位：円)

年度	期首残高	新規貸付額	期中回収額	その他増減額	期末残高
H16 年度	3,957,788,890	79,980,000	246,939,490	38,730,000	3,752,099,400
H17 年度	3,752,099,400	1,560,000	262,282,000	32,591,750	3,458,785,650
H18 年度	3,458,785,650		250,910,100	41,856,850	3,166,018,700
H19 年度	3,166,018,700		241,810,550	38,313,200	2,885,894,950
H20 年度	2,885,894,950		234,292,160	35,737,850	2,615,864,940

※ その他の増減額は、すべて返還免除によるものである。

イ 未収入金

(単位：円)

年度	期首残高	増加額	減少額	期末残高
H16年度	233,736,090	60,794,300	27,226,440	267,303,950
H17年度	267,303,950	66,652,200	29,334,450	304,621,700
H18年度	304,621,700	64,496,300	38,838,550	330,279,450
H19年度	330,279,450	62,277,050	37,775,400	354,781,100
H20年度	354,781,100	61,973,440	41,224,800	375,529,740

ウ 不納欠損処分額

年度	金額（円）
H16年度	1,385,000
H17年度	905,000
H18年度	130,000
H19年度	0
H20年度	0

エ 新規貸付

(単位：円)

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額
H16年度	88	88	79,980,000
H17年度	2	2	1,560,000
H18年度	0	0	0
H19年度	0	0	0
H20年度	0	0	0

(9) 推移表（大学）

ア 貸付金増減

(単位：円)

年度	期首残高	新規貸付額	期中回収額	その他増減額	期末残高
H16年度	1,676,863,700	828,000	94,998,820	16,684,300	1,566,008,580
H17年度	1,566,008,580		92,501,270	15,657,080	1,457,850,230
H18年度	1,457,850,230		86,233,830	21,787,640	1,349,828,760
H19年度	1,349,828,760		82,714,340	23,757,060	1,243,357,360
H20年度	1,243,357,360		77,910,555	21,598,620	1,143,848,185

※ その他の増減額は、すべて返還免除によるものである。

イ 未収入金

(単位：円)

年度	期首残高	増加額	減少額	期末残高
H16年度	332,859,420	75,990,080	23,619,700	385,229,800
H17年度	385,229,800	61,070,030	28,123,760	418,176,070
H18年度	418,176,070	58,323,630	30,661,540	445,838,160
H19年度	445,838,160	53,066,320	36,092,340	462,812,140
H20年度	462,812,140	50,172,635	35,537,570	477,447,205

ウ 不納欠損処分額

年度	金額（円）
H16年度	1,749,000
H17年度	1,242,000
H18年度	0
H19年度	0
H20年度	0

エ 新規貸付

(単位：円)

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額
H16年度	3	3	828,000
H17年度	0	0	0
H18年度	0	0	0
H19年度	0	0	0
H20年度	0	0	0

(10) 推移表（大学・高校合計）

ア 貸付金増減

(単位：円)

年度	期首残高	新規貸付額	期中回収額	その他増減額	期末残高
H16年度	5,634,652,590	80,808,000	341,938,310	55,414,300	5,318,107,980
H17年度	5,318,107,980	1,560,000	354,783,270	48,248,830	4,916,635,880
H18年度	4,916,635,880	0	337,143,930	63,644,490	4,515,847,460
H19年度	4,515,847,460	0	324,524,890	62,070,260	4,129,252,310
H20年度	4,129,252,310	0	312,202,715	57,336,470	3,759,713,125

※ その他の増減額は、すべて返還免除によるものである。

イ 未収入金

(単位：円)

年度	期首残高	増加額	減少額	期末残高
H16年度	566,595,510	136,784,380	50,846,140	652,533,750
H17年度	652,533,750	127,722,230	57,458,210	722,797,770
H18年度	722,797,770	122,819,930	69,500,090	776,117,610
H19年度	776,117,610	115,343,370	73,867,740	817,593,240
H20年度	817,593,240	112,146,075	76,762,370	852,976,945

ウ 不納欠損処分額

年度	金額（円）
H16年度	3,134,000
H17年度	2,147,000
H18年度	130,000
H19年度	0
H20年度	0

エ 新規貸付

(単位：円)

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額
H16年度	91	91	80,808,000
H17年度	2	2	1,560,000
H18年度	0	0	0
H19年度	0	0	0
H20年度	0	0	0

2 新規貸付

(1) 貸付予定額の決裁方法、決裁資料名及び決裁書の添付資料名

ア 決済方法

兵庫県教育委員会に対する申請。兵庫県教育委員会が奨学資金の貸与を決定した時は、地域改善対策奨学資金貸与決定通知書を交付し、その旨を申請者に通知する。

イ 決裁資料名

地域改善対策奨学資金貸与申請書のほか、次に掲げる書類を添付

- ・ 在学証明書
- ・ 奨学資金の貸与を受けようとする者と生計を一にする者の所得証明書
- ・ 誓約書
- ・ 口座振替申込書
- ・ 確約書

(2) 貸付に対する、担保資産、連帯保証人の確保等債権保全のための方策

ア 方策の具体的内容

連帯保証人を2名確保。うち、1名は法定代理人。前記の申請時に添付する誓約書に署名捺印が必要なほか、最終の貸与を受けたとき、または奨学金の貸与が打ち切られたときに、地域改善対策奨学資金借用証書に署名捺印が必要となっている。

イ 担保資産の価値の測定方法

担保資産による保全はない。

ウ 連帯保証人の支払能力の確認方法

新規貸付の申請の際に、奨学資金の貸与を受けようとする者と生計を一にする者が提出する市町村の発行する所得証明書。

(3) 貸付先での事業支出が貸付の目的通りに行われていることの確認の実施

特段、実施されていない。

3 債権管理業務及び回収業務

(1) 貸付実行後の貸付先の財政状況等の確認

特段、実施されていない。

(2) 貸付先に対する実地調査について

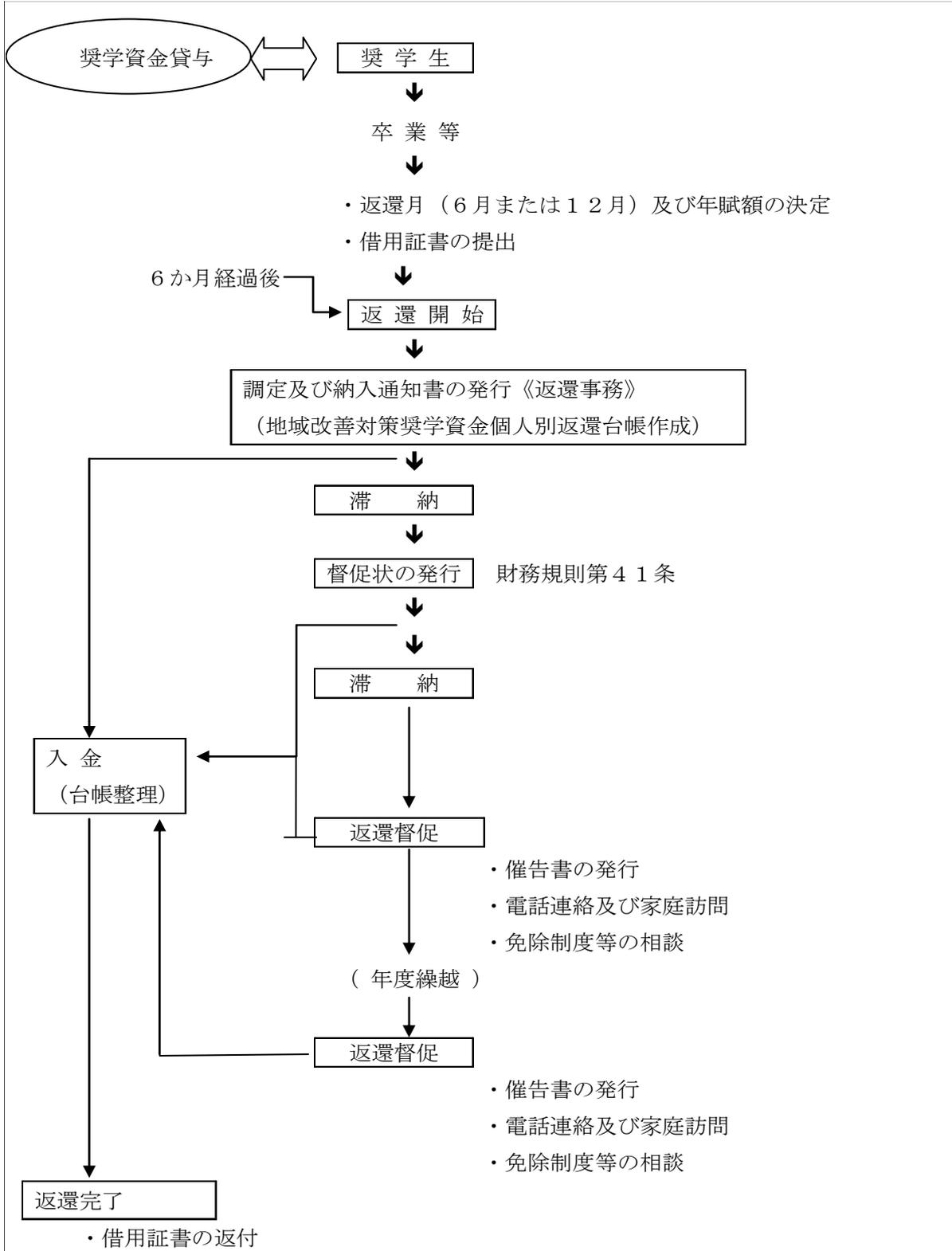
貸付中は特段、実施されていない。滞留などにより督促のために相手先に訪問する場合はある。

(3) 回収可能性の観点から債権を分類した方法

滞納年数及び理由（生活困難、所在不明等）により分類している。

(4) 滞留債権に対する回収督促の方法

県内の各教育事務所において、以下のフローチャートにより実施している。



(5) 債務者に対する残高確認の実施

特段、実施されていない。

(6) 督促マニュアル等の有無

兵庫県教育委員会事務局人権教育課において、「地域改善対策奨学資金返還指導の進め方について」（以下「返還指導マニュアル」という。）を策定している。

(7) 滞留債権に対する回収状況に関する報告書等の作成

貸与者個人別の返還状況の一覧表を作成するとともに、返還指導した者に対しては、「返還指導記録簿」を作成している。

(8) 不能欠損処分とする場合の条件と手続**ア 条件**

再三の督促、催告及び返還指導（連帯保証人への連絡等も含む。）にもかかわらず、なお滞納を続け、民法第167条に規定する消滅時効の到来した債権については、財務規則第44条の規定に基づき不納欠損の手続きを行う

イ 手続

各教育事務所において、財務規則第44条に規定する不納欠損明細書を添付し、不納欠損決定書により決定する

(9) 損失補償契約を結んでいる貸付

該当なし

(10) 担保資産の資産価値、連帯保証人の支払能力の定期的な見直しの実施

特段、実施されていない。

(11) 消滅時効を過ぎている債権の有無

該当なし

(12) 実質的に破綻しておりかつ担保又は保証人からも回収不可能と考えられる債権の有無

該当なし

(13) 利率が正規（規定上認められているもの）より低い債権の有無

該当なし

(14) 契約上返済期日・返済期間が決まっていない債権の有無

該当なし

(15) その他、契約条件が当該貸付金の一般条件とは異なる債権の有無

該当なし

4 意見と結果**(1) 総論**

当該地域改善対策奨学資金による貸付金（以下「貸付金」という）は、平成14年4月1日に施行された貸与規則の廃止を定めた廃止規則によって制度廃止となり、貸付事業は終了している。ただし、廃止規則施行前に貸与規則に基づいて貸与を受けている者は、廃止規則の施行後も、当該学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、奨学資金の貸与を受けることができる旨の経過措置があるため、貸付の最終年度は平成17年度であり、平成18年度以降は貸

付が実施されていない。したがって、貸付金の監査対象としては、現在、県が平成20年度末に貸付金残高として有している3,759百万円の状況を中心としている。

ただし、当該貸付金は、貸付金残高に占める未収入金が852百万円と2割以上となっており、比較的滞留割合の高い貸付金であると言える。このため、「(2) 貸付金概要」や「(3) 新規貸付」において、当該貸付金が滞留となる遠因となったと考えられる事項についても意見を述べている。これらの記述は、過去に実施した貸付に対するものであるため、意義がない記述と考えられなくもないが、そもそも、現在の滞留がなぜ発生しているのかを今一度検討する機会を提供できると考えたこと、ならびに、県が今後実施する貸付金事業に資することを考え、あえて記述するものである。

※ 「意見と結果」の監査人が計算した割合及び作成した表において、割合については小数点第2位を四捨五入し、金額については千円未満を切り捨てて表示している。

(2) 貸付金概要について

【参考】併給確認手続きの厳格化について

「当該貸付事業制度の目的と対象」の項にあるように、貸付金の対象者として、「日本育英会法あるいは独立行政法人日本学生支援機構法に基づく育英資金、母子及び寡婦福祉法に基づく修学資金又は勤労生徒奨学資金貸与規則に基づく奨学資金の貸与を受けていないこと」となっているが、当該事実の確認は、貸付金の申請者が申請時に提出する「地域改善対策奨学資金貸与申請書」において貸与の有無を記入するほか、これらの併給が無い旨の「確約書」の提出を受けるという自己申告によるもののみであり、貸付金の申請者がこれらの貸与を受けていないことを確認する手続としては十分ではなかったと考えられる。たとえば、それぞれの関係機関から奨学資金の貸与を受けていないことの証明書の添付を義務付けるなどの方法により、より確実な確認ができたと思われる。

一人当たりの貸付は、比較的少ない者が851,100円（国公立の高等学校生に入学時一時金23,100円並びに月額23,000円を3年間貸与した場合）ではあるものの、比較的多い者では5,543,850円（私立の高等学校生に入学時一時金23,100円並びに月額43,000円を3年間貸与するとともに、その後同一人物に私立の大学生として入学時一時金36,750円並びに月額82,000円を4年間貸与した場合）の貸与であり、一人当たりの金額は相当な貸付となるため、当初の貸付申請時の手続を厳格にすることは必要であったと思われる。このようなことが、ひいては滞留リスクを高める遠因になると考えられる。「貸付に対する、担保資産、連帯保証人の確保等債

権保全のための方策」の項に記載のとおり、担保資産による債権の保全はなく、連帯保証人2人のみで債権保全をすることとしているのであれば、なおさら、滞留リスクを低減するために手続の厳格さが求められたと思われる。

【参考】償還方法及び償還期限の設定について

「貸付条件」の項において、償還方法が「原則として年賦による方法」となっているが、一般論としては、償還方法は月賦、四半期賦、半年賦、年賦の順で望ましい方法になると考えられる。貸与者側からすると、償還期間が1年に1回である場合よりも、月に1回である場合のほうが償還意欲は高いと思われる。原則年賦の償還方法としたことは、滞留リスクを高める遠因になったのではないかと思われる。償還方法を「原則として年賦による方法」ではなく、「原則として月賦による方法」にしていた方が、月賦による償還者が増加していたと考えられ、滞留リスクは低減したと思われる。

また、償還期限については、返還年賦額の最低額が、要綱において次の表のように定められており、大学では、貸与金額が低いほうの国公立においても、4年間で2,340,750円となるため、最長の20年になることが十分に考えられる。償還期限を短く設定すると、償還額の年収に対する割合が高くなり貸与者の生活にも影響し、償還意欲が減退することにもなりかねないため、相応の配慮が必要であることは理解できるが、学生時代の奨学金を20年に亘って償還することもまた償還意欲が年々減退する遠因になるとも思われ、滞留リスクを高めることになると考えられる。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）のホームページによると、国公立で自宅通学の4年制の大学生に月額45,000円を45カ月貸与した場合の貸与総額2,025,000円の返還は、機構の「返還のてびき」により14年と算定され、この比較においても返還年賦額の最低額の設定に関して検討の余地があったと思われる。

返還する年賦額の最低額（要綱 第11条第2項）

返還総額	返還年賦額
150,000円以下のもの	12,000円
150,000円を超え、200,000円以下のもの	16,000円
200,000円を超え、300,000円以下のもの	20,000円
300,000円を超え、400,000円以下のもの	30,000円
400,000円を超え、500,000円以下のもの	40,000円
500,000円を超え、600,000円以下のもの	50,000円
600,000円を超え、800,000円以下のもの	60,000円
800,000円を超え、1,000,000円以下のもの	70,000円
1,000,000円を超え、1,300,000円以下のもの	80,000円
1,300,000円を超え、1,600,000円以下のもの	90,000円
1,600,000円を超え、2,000,000円以下のもの	100,000円
2,000,000円を超えるもの	総額の20分の1

なお、「推移表（大学）、推移表（高校）、推移表（大学・高校合計）」の項のとおり、未収入金の発生額は、毎年増加しているが、この内容に関しては、後述の「債権管理業務及び回収業務について」を参照されたい。

(3) 新規貸付について

前述の「総論」で述べたように、当該貸付金は廃止されているため、平成20年度の貸付は実行されていない。このため、直接、新規貸付に関する手続に関しては監査対象としていないが、「債権管理業務及び回収業務」において実施した手続きに関連して記述している。

【参考】 貸付金の使途の確認について

「貸付先での事業支出が貸付の目的通り行われていることの確認の実施」の項に記載のとおり、この確認は特段、実施されていないが、貸与者が奨学資金を受けていることを認識するための方法として、たとえば、毎月就学状況などを記述した定期的なレポートの提出を義務付けるなどの方法も考えられ、これらの実施により、当該貸付金が、より制度目的を達成し、また、その後の滞留リスクを低減させることが出来たものと考えられる。

エ 債権管理業務及び回収業務について

「回収可能性の観点から債権を分類した方法」の項において記載している分類により、大学と高校別に債権を分類した内容は、次のとおりとなっている。なお、「滞納額あり」となっている者に対する貸付金残高のうち、償還期日の到来しているものが、県で「未収入金」として取扱っているものである。

債権者分類（大学）

（単位：人）

貸与者総数 2,758	返還完了者 896			
	返還対象者 1,862	返還猶予中 5		
		返還中の者 1,857	滞納額無し 1,244	返還実績あり 538
			滞納額あり 613	返還実績なし 75

※ 返還完了者には、返還免除により返還対象残額が0円となった者を含んでいる。

なお、平成16年度から平成20年度の返還免除件数の推移は次のとおりである。

(単位：件)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
免除件数	58	55	67	62	55	297

「滞納額あり」となっている者は613人と、全体の22.2%を占めており、約10人に2人の割合で滞納が発生している状況である。また、県では別途、これらの者に関して、所在不明、生活困難、返還意識が低い者に分類しており、平成18年度から平成20年度の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	人数 (人)	金額	人数 (人)	金額	人数 (人)	金額
所在不明	29	25,432	24	22,418	23	19,753
生活困難	302	117,054	360	166,932	389	199,699
返還意識が低い者	313	187,792	220	165,430	201	156,076
合計	644	330,279	604	354,781	613	375,529

債権者分類（高校）

(単位：人)

貸与者総数 3,451	返還完了者 1,130	返還猶予中 10	滞納額無し 927	返還実績あり 1,160
	返還対象者 2,321			

※ 返還完了者には、返還免除により返還対象残額が0円となった者を含んでいる。

なお、平成16年度から平成20年度の返還免除件数の推移は次のとおりである。

(単位：件)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
免除件数	77	71	103	101	101	453

「滞納額あり」となっている者は1,384人と、全体の40.1%を占めており、

約 10 人に 4 人の割合で滞納が発生している状況であり、大学の倍近い割合の滞納となっている。また、大学同様、これらの者に関して、所在不明、生活困難、返還意識が低い者に分類しており、平成 18 年度から平成 20 年度の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	人数 (人)	金額	人数 (人)	金額	人数 (人)	金額
所在不明	66	24,248	52	20,074	65	30,313
生活困難	606	153,750	747	224,983	786	238,088
返還意識が低い者	777	267,838	576	217,754	533	209,045
合計	1,449	445,838	1,375	462,812	1,384	477,447

債権者分類 (大学・高校合計)

(単位：人)

貸与者総数 6,209	返還完了者 2,026				
	返還対象者 4,183	返還猶予中 15			
		返還中の者 4,168	滞納額無し 2,171		
			滞納額あり 1,997	返還実績あり 1,698	返還実績なし 299

※ 返還完了者には、返還免除により返還対象残額が 0 円となった者を含んでいる。

なお、平成 16 年度から平成 20 年度の返還免除件数の推移は次のとおりである。

(単位：件)

年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	合計
免除件数	135	126	170	163	156	750

大学・高校合計では、「滞納額あり」となっている者は 1,997 人と、全体の 32.1% を占めており、約 3 人に 1 人の割合で滞納が発生している状況である。また、所在不明、生活困難、返還意識が低い者の、平成 18 年度から平成 20 年度の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	人数 (人)	金額	人数 (人)	金額	人数 (人)	金額
所在不明	95	49,680	76	42,492	88	50,066
生活困難	908	270,805	1,107	391,915	1,175	437,788
返還意識が低い者	1,090	455,631	796	383,185	734	365,122
合計	2,093	776,117	1,979	817,593	1,997	852,976

大学、高校ともに、「滞納額あり」は、人数的には大きな変化は無いものの、金額的には全体として増加傾向となっている。しかし、この区分の前提として、「返還完了者には、返還免除により返還対象残額が0円となった者を含んでいる」となっており、返還免除は貸付金残高のおおむね1%程度を毎年実施しているため、回収状況の精度は、この推移よりも悪化している状況と思われる。かりに、平成18年度からの過去3年間に返還免除が実施されず、これらがすべて「滞納額あり」の残高に含まれた場合の金額推移は次のとおりとなる。

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
大 学	372,136	434,951	491,437
高 校	467,625	508,356	544,590
合 計	839,762	943,307	1,036,028

返還免除の要件に関しては、「(ア)貸付金概要・貸付条件」の項に記載のとおりであるが、ここで、「生活困難」とは、要綱において次の場合をいうものとしている。

- ①市町村民税所得割非課税
- ②調定前の前1年間の全収入が生活保護法の保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍を限度とするとき

なお、県では、返還免除に関する事務手続のために、別途、貸与規則及び要綱記載の返還免除手続をマニュアル化した「返還免除事務について」を毎年作成し、事務の適正化を図っている。平成20年度の返還免除者が、大学・高校合計で156人であることから、およそ1割に相当する16人を任意に抽出し、返還事務手続を検証したが、貸与規則及び要綱に違反する返還免除は無かった。

Ⅶ 中小企業融資制度

1 貸付金概要

(1) 当該貸付にかかる貸付金の種類

制度名	資金名等	
事業展開融資	新分野進出資金	第二創業貸付
		事業活性化貸付
		経営革新貸付
		新事業創出貸付
	大型・先端設備資金	設備活性化貸付
		先端技術・情報整備貸付
		食品安全貸付
	観光・商業設備資金	観光・商業設備貸付
	ユニバーサル資金	観光施設ユニバーサル貸付
		事業所ユニバーサル貸付
	立地資金	拠点地区進出貸付
		産業団地進出貸付
開業資金	新規開業貸付	
	再挑戦貸付	
経営安定融資	経営安定資金	経営円滑化貸付
		連鎖倒産防止貸付
		金融変化対策貸付
		企業再生貸付
	借換資金	借換貸付
一般事業融資	長期資金	
	短期資金	
	小規模資金	特別小規模貸付
		小規模無担保貸付
		無担保・無保証人貸付
経営活性化資金		

(2) 当該貸付事業の所管部局・所管課

産業労働部産業振興局 経営商業課

(3) 取扱金融機関等

金融機関 53 行

兵庫県信用保証協会（以下、保証協会とする）の取扱あり

(4) 当該貸付事業の根拠となる関係法令等

根拠法令なし

兵庫県中小企業融資制度要綱、兵庫県中小企業融資保証損失補償制度要綱

(5) 当該貸付金の財源

（金融機関）自己資金及び保証協会からの預託金

（保証協会）県からの貸付金

（県）予算上は特定財源（保証協会からの返済金）

(6) 当該貸付事業制度の目的と対象

ア 目的

県内の中小企業が県内において必要とする資金を円滑に供給し、これら中小企業者等の経営の安定と発展を図り、もって“ものづくり兵庫”“先進兵庫”“働きがい兵庫”の実現に資すること。

イ 対象

原則として県内に事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する中小企業者等

(7) 貸付対象となる必要条件、貸付制限、承認しない条件

ア 必要条件

原則として県内に事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する中小企業者等

イ 制限、承認しない条件

- ①保証協会の保証付融資を受け、その返済金につき延滞中であるとき、及び代位弁済中であるとき
- ②上記①の連帯保証人であるとき
- ③金融機関から融資を受け、その返済が延滞しているとき
- ④不渡手形を出し、その買戻しがされていないとき、又は金融機関との取引が停止されているとき
- ⑤他債務のために法的措置を受けているとき
- ⑥事業の形態、実績等から見て事業者と認めがたいとき
- ⑦資金が融資対象者に直接利用されないと認められるとき
- ⑧同一家族の者が重複利用していると認められるとき
- ⑨返済能力がないと認められるとき
- ⑩許可、認可、免許、登録又は届出などの必要な業種で、その許可、認可及び免許を受けていないとき、又は登録済み及び届出済でないとき
- ⑪融資申込者と連帯保証人が相保証となっているとき

(8) 貸付条件

下記表は経営革新貸付に対する貸し付け条件である。その他貸付金の種類毎に条件が設定されている。

利率	融資利率：年 1.55%
貸付額	1 企業・1 組合 1 億円を融資限度額とする
償還期限	10 年以内
償還方法	元金均等月賦返済（うち据え置き 2 年以内）
貸付限度額	1 億円

(9) 推移表

ア 貸付金増減

(単位：千円)

年度	期首残高	新規貸付額	期中回収額	その他増減額	期末残高
H16年度	440,907,642	210,200,972	199,139,394	0	451,969,220
H17年度	451,969,220	183,965,139	211,435,416	0	424,498,943
H18年度	424,498,943	208,338,381	202,234,147	0	430,603,177
H19年度	430,603,177	224,110,575	191,151,398	0	463,562,354
H20年度	463,562,354	446,223,522	219,024,963	0	690,760,913

イ 新規貸付金（保証付き）

(単位：千円)

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額
H16年度	21,222	19,842	210,200,972
H17年度	17,680	16,638	183,965,139
H18年度	20,365	19,111	208,338,381
H19年度	19,299	18,543	224,110,575
H20年度	27,859	26,320	446,223,522

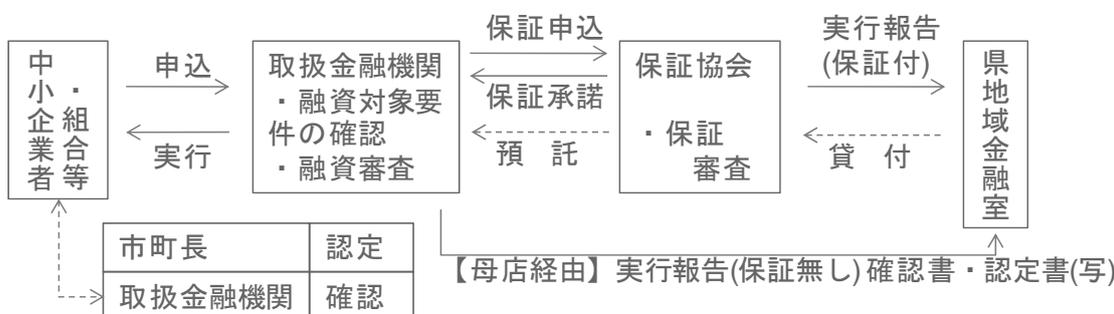
ウ 損失補償金額

(単位：円)

年度	件数	回収金額
H16年度	不明	373,806,735
H17年度	不明	331,556,169
H18年度	不明	354,851,319
H19年度	不明	333,747,053
H20年度	不明	308,626,421

※件数不明

(10) フロー図



ア 保証審査フロー

主に取扱金融機関を通じて保証申込書と必要書類が保証協会に送られてくる。

保証協会による保証審査が行われる。審査基準は明文化されていないが、「CRD 値（100点を満点とする財務評価点）」を参考としながら、現地訪問・面談調査の上、業歴、窓口金融機関との取引履歴を参考情報として補完し、総合的に判断される。

保証を付する場合、取次をする金融機関に融資保証書を発行する。

保証協会の保証に基づいて金融機関が融資を実行するとともに1カ月分を取りまとめて県に実行報告を行う。融資実行に伴い県から保証協会を通じて預託金が差し入れられる。

イ 代位弁済フロー

融資先が延滞を繰り返し、債務の履行が困難と考えられる場合や、銀行取引停止、破産の申し立てなど事実上の倒産に至った場合に、窓口金融機関から保証協会に事故報告が提出される。

保証協会が事実関係を調査し、代位弁済の適否を決定する。

代位弁済と同時に求償債権を取得。

取得した債権の一部の回収をサービサー（債権回収会社）に委託する。

確定損失額を基礎に保証協会から県へ補償額を請求。

保証協会では、債権回収に努め、回収分に係る県負担相当分を県に納付する。

間接貸付であるため、貸付事務を行う常設の担当人員は存在しない。参考までに下記に所管課の概要を記載しておく。

(11) 所管課概要

【部局】

産業労働部産業振興局経営商業課(29名)

- ・ 中小企業振興に係る総合的施策の企画・推進
- ・ 中小企業新事業活動促進法の施行に関する事
- ・ 中小企業支援ネットひょうごに関する事
- ・ 商工会議所・商工会に関する事
- ・ 中小企業等協同組合法の施行に関する事
- ・ 中小企業高度化事業に関する事
- ・ 商業活性化に係る総合的施策の企画・推進
- ・ 商店街振興組合法の施行に関する事
- ・ 商業振興に資する商業基盤施設整備等の支援施策推進に関する事
- ・ 中小企業金融に係る総合的施策の企画・推進
- ・ 中小企業融資制度に関する事

- ・保証協会に関すること
- ・貸金業に関すること

【所管課室】

経営商業課地域金融室（8名）

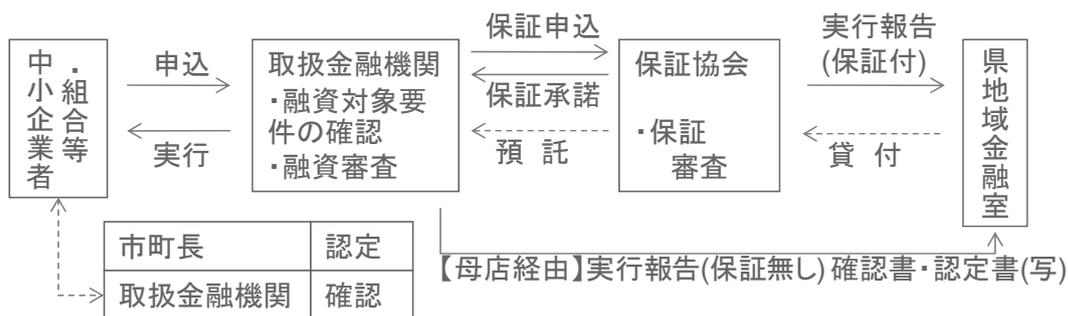
- ・地域金融保証制度、チャレンジ企業応援融資制度に関すること
- ・小規模企業者等設備導入資金に関すること
- ・中小企業融資制度に関すること
- ・保証協会に関すること
- ・貸金業に関すること

2 金融機関の行った貸付についての管理等

間接金融方式による融資制度において、融資の申し込みから保証審査、融資実行に至るまで県が関与することが無いため、取扱金融機関と保証協会において行われる審査が適切であるかが非常に重要となる。しかも、取扱金融機関は申込会社のメインの融資元である蓋然性が高く、かつ、当該金融機関が単独での融資ができないことから県の制度融資を利用する機会が多いと考えられるため、融資先の債務状況は極めて悪化していることが予測できる。かかる融資先からの申込についての情報は取次金融機関から提出される会社の財務概要及び所見、決算書、登記簿等のみであり、保証協会は必要に応じて取引先や仕入先の信用状況の照会や実地のヒアリング等を実施しているとのことだったが、担当者ベースで90～100件もの案件を担当していることから、各案件を必ずしも精査できているわけではないようである。

中小企業融資制度について、新規申込に際しては取扱金融機関から財務情報はじめとする融資申込対象会社に関する金融機関からの所見を含む信用保証申込書が提出される。この中で、会社提出の財務資料を入力して弾き出される「CRD値（100点を満点とする財務評価点）」を基礎にだされる区分を参考にリスクに応じた審査をしている。しかし、中小企業である申込会社の決算資料は減価償却費が計上されていなかったり、適切な引当金が設定されていなかったり、場合によっては架空の売上計上や資産計上が行われているなど各社によって精度が異なるため、この数値のみをもって融資審査対象としているものではない。また、近時の金融財政状況（デフォルト情報等）については、協会内部で情報共有されており担当者の審査の際に活用される。業種属性、金融機関との取引履歴、業容などに経験的蓄積による判定を加えて総合的に勘案して、担当者による協会所見が記載された信用供与稟議書が作成され、金額により異なる複数の決裁者により決裁される。信用供与が決定すると信用保証書が作成され、保証条件とともに申込

金融機関に交付される。以上のフローについては下図のとおりである。



貸付期間中の債権に一定の事故等が生じた場合には、事故基準に基づき取扱金融機関より所定の様式に従った事故報告書が提出される。また、内容に応じて協会も独自に調査を行い保証条件や内容についての変更を行う場合もある。信用保証内容に変更がある場合の決裁については原則として新規の信用供与に準じて審査が行われる。

貸付期間中に貸付対象会社が銀行取引停止や破産申立など一定の事由が生じた場合、保証協会は契約に従って代位弁済を行って求償権を獲得し、その一部を県が損失補償する。保証協会では、債権回収に努め、回収分に係る県負担相当額を県に納付する。県の損失補償実行時の調査についてはマニュアルに従って実施される。

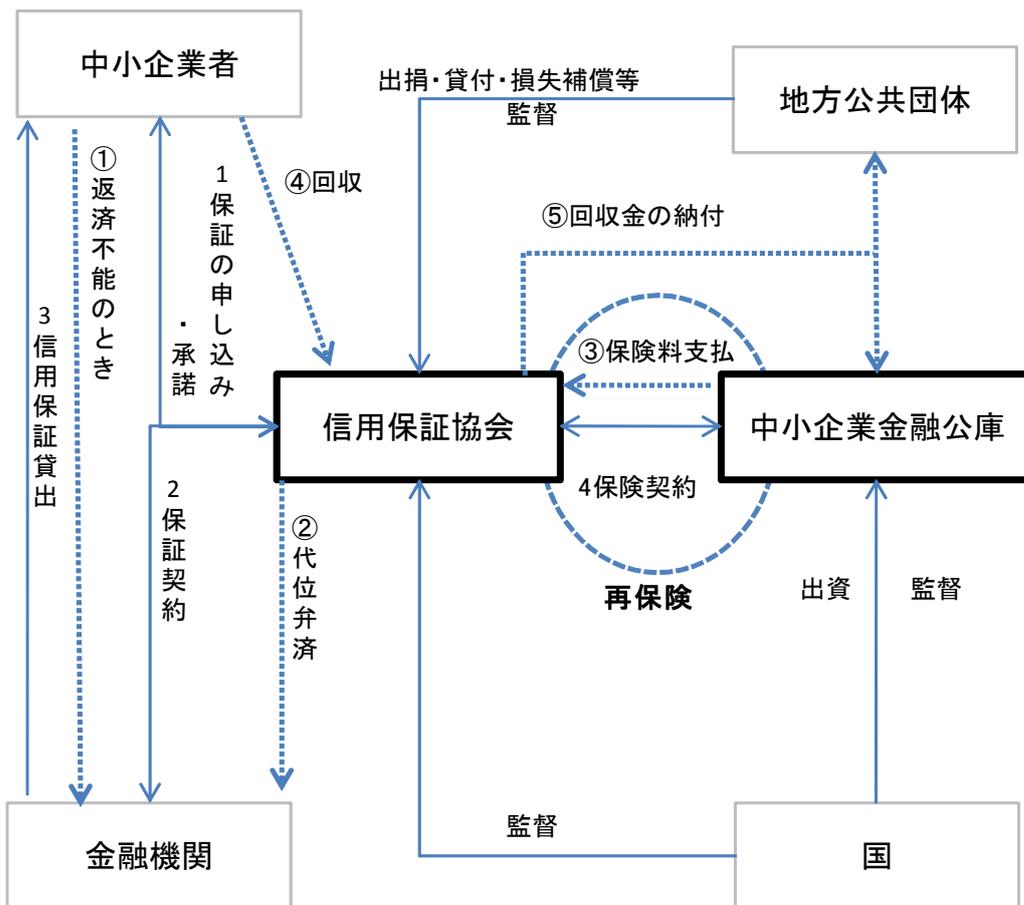
現在、間接制度融資に関する行政事務評価については、事前に評価が困難なこともあり実施されていないが、間接制度融資については手続き上、県が融資に直接関与することはなく結果として県が政策実施コストとして負担する「損失補償金額」のコントロールが十分に出来ている状況とは言い難い。

また、平成 19 年 10 月からは、融資を担当している取扱金融機関が保証協会に 100%の保証依頼をする従来制度から、取扱金融機関の監視機能をより活用すべくデフォルト時の債務の 20%を負担する責任共有制度が導入されたものの、中小企業信用保険法第 2 条第 4 項 5 号に掲げるいわゆる緊急保証制度は対象外となっており、緊急保証制度の対象となる不況業種が平成 21 年 11 月 27 日現在で 781 業種にまで拡大されている現在の状況では、県の制度融資利用申込会社は極めて信用状況の悪化した会社が取引金融機関を通じて責任共有対象外融資として申し込んでくるものもあると考えられ、当初の制度企画時点と比較して制度固有のデフォルト率から経験則的に把握される県の損失補償負担予想額が今後高まっていくと見られる。また、融資状況に変化を生じた場合、今年度から完全施行となった地方財政健全化法の施行状況も踏まえ、制度を有効に運用しながらも、状況に合わせて県の負担をコントロールできるようにする仕組みが必要と考えられる。そのため、事後的に制度をコントロールする仕組みとして、制度融資総額をコントロールすること（総量規制）が考えられる。

3 損失補償等について

(1) 中小企業信用補完制度

中小企業に対する金融の円滑化のための信用保証制度とこれを再保険する信用保険制度を併せたものが信用補完制度であり、県はその中心的役割を担う信用保証協会を指導、監督している。その制度スキーム図は以下の通りである。



県は再生兵庫の実現に向けた平成 22 年度国の予算編成に対する提案（平成 21 年 6 月）の中で、信用補完制度見直しにかかる以下の措置を国に求めている。

中小企業への資金供給を円滑化すること及び信用保証協会の健全な経営を確保するため、引き続き国に対して要請していくことが望まれる。

① 定性要因を加味した保証料率算出システムの構築

セーフティネット保証等を除く一般的な保証については、保証料率が 9 段階に弾力化されているが、保証料率の決定にあたっては、財務内容だけで判断するにとどまらず、技術力等の定性要因などを加味して判定するシステムを構築するなど、更なる見直しを行うことを求める。

② 小口零細企業保証制度の保証限度額引き上げ

責任共有制度導入に伴う緩和措置である小口零細企業保証制度については、小規模企業者の保証利用の現状を考慮すると十分な額とは言えないため、保証限度額を引き上げることを求める。

③ 信用保証協会に対する支援

- ・ 信用保証協会においては、信用保証料率の弾力化等の一連の信用補完制度見直しに伴うシステム変更に係る負担が生じていることから、それらの負担に対し支援すること
- ・ (株)日本政策金融公庫の信用保険収支の改善のために保険料率の引き上げ等を行うことについては、保証協会の経営や中小企業者の資金調達に影響を及ぼすことが懸念されるため、慎重に対応すること。

(2) 損失補償を実行する条件と手続き

ア 条件

保証協会が債務の保証を行った中小企業等がその債務を履行しないときに代わって弁済した借入元金の一部（中小企業金融公庫保険金等を除く）について、損失補償を実行する。

イ 手続

保証協会では、1月～6月に損失が確定したもの（代位弁済実施後に請求する信用保険を受領したもの）については、同年7月に、7月～12月に損失が確定したものについては、翌年1月に補償を請求する。

その後県においてこの内容を審査し、7月請求分については8月末までに、1月請求分については3月末までに損失補償額の支払を実施する。

(3) 損失補償実行にあたっての保証協会に対する検査状況

ア 検査方法

頻度等：8月、翌年2月の年2回

期間：各3日間

場所：保証協会

イ 対象資料

- ・ 当初申込書、契約書
- ・ 設備資金であれば領収書等のエビデンス
- ・ 保証協会の決裁関係書類（保証時、及び条件変更時）等

ウ 検査員

地域金融室金融係担当者2～3名

(4) 過去5年間の検査の実施状況、及びその結果の概要

損失補償請求案件全てを検査対象に、保証が適切に付されていること、損失

補償請求が適切に実施されていることを確認している。(5年間で約8千件)

制度融資上、問題とされた案件は、当初融資の実行時に制度融資の条件違反となっているものが殆どであり、詐欺的行為により制度融資を利用したのではないとのことである。

(5) 損失補償履行済みの貸付金に対する（県としての）回収状況把握・管理等

ア 把握方法

年に2度の保証協会からの報告

イ 範囲

件数、回収金額

(6) 兵庫県の損失補償履行額の推移

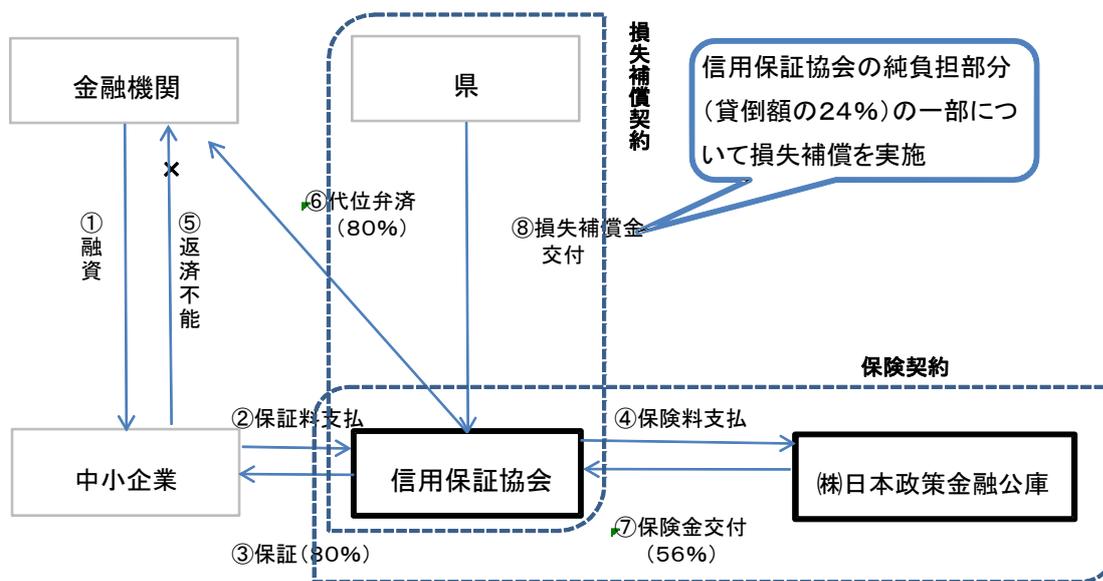
(単位：円)

年度	件数	履行金額
H16年度	1,601	1,605,399,372
H17年度	1,410	1,421,593,509
H18年度	1,422	1,434,421,637
H19年度	1,627	1,730,377,202
H20年度	1,716	1,882,646,482

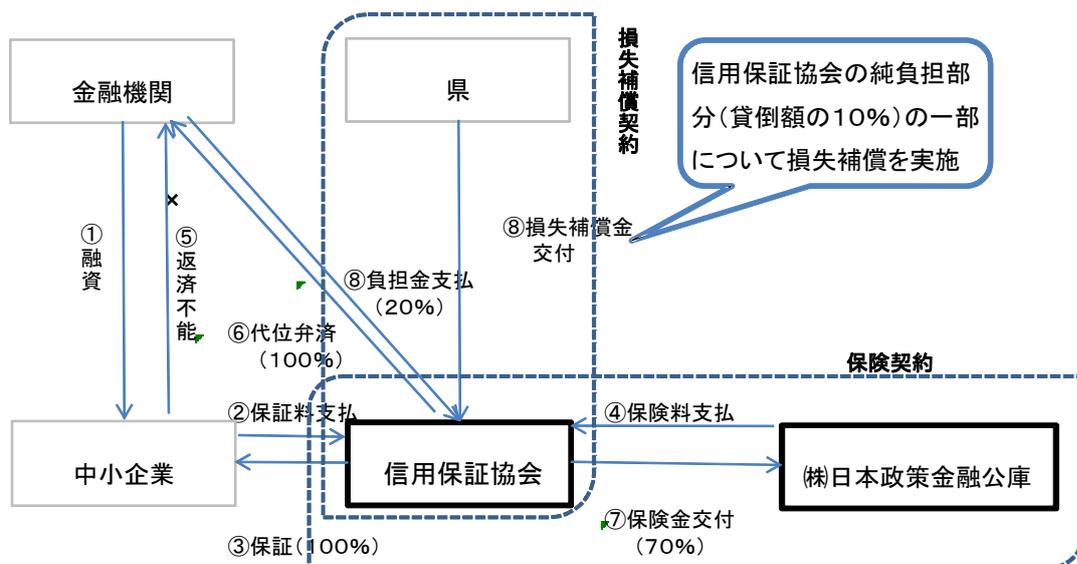
今後の見込み

当面、経営円滑化貸付等の影響により、平成24年度までは損失補償額はふくらむが、その後以下の責任共有制度の影響で一定程度に落ち着くものと県は考えている。責任共有制度導入（平成19年10月以降）後の保証・損失補償フローは以下の通りである。

(1) 部分保証方式



(2) 負担金方式



※ 保証料ランク 5 (平均)、普通保険 (カバー率 70%) の場合。
 () 内は、各関係機関の貸し倒れに占める負担割合。
 なお、負担金方式における無担保保険 (カバー率 80%) の場合は、県の損失補償なし。

保証協会における平成 20 年度・県損失補償請求額 500 万円以上の代位弁済先一覧 (資金貸付制度別に経営円滑化 6 件・経営革新 11 件、長期運転資金 4 件、短期資金 1 件、経営支援 2 件、借換 2 件の計 26 件) から、代位弁済金額上位 5 件 (経営革新 5 件、) と任意 3 件 (経営革新 1 件、経営円滑化 2 件) の代位弁済先について、保証協会保管の事故報告書等関連資料を査閲した。

その結果、貸出の審査資料とその後の事故報告、代位弁済の決裁・履行の手続き、兵庫県の損失補償額の計算について特に異常は認められなかったものの、以下のケースのような兵庫県の経営革新計画の承認日、金融機関の貸出履行日から事故報告日まで極めて短期間のケースが見受けられた。

(ケース A)

A 社は、ソフトウェアの開発を業としており、平成 19 年 2 月 20 日に兵庫県の経営革新計画の承認をうけて平成 19 年 4 月 19 日に金融機関から経営革新貸付を受けた。しかし、急速な売上拡大に伴い運転資金がひっ迫され、資金繰り悪化し分割返済が不履行となった (事故報告日：平成 19 年 7 月 20 日)。その後、破産開始が平成 20 年 3 月 11 日におこなわれ、代位弁済が平成 20 年 3 月 19 日に履行された。債権残高は 77,144 千円であった。

(ケース B)

B社は、食品店舗業を営んでおり、平成18年2月17日に金融機関から経営革新貸付(設備資金30,000千円、運転資金50,000千円)をうけた。しかし、不採算店舗が増加し、分割返済が不履行となり(事故報告日:平成19年2月8日)、平成20年1月18日に貸付金全額の代位弁済が履行された。

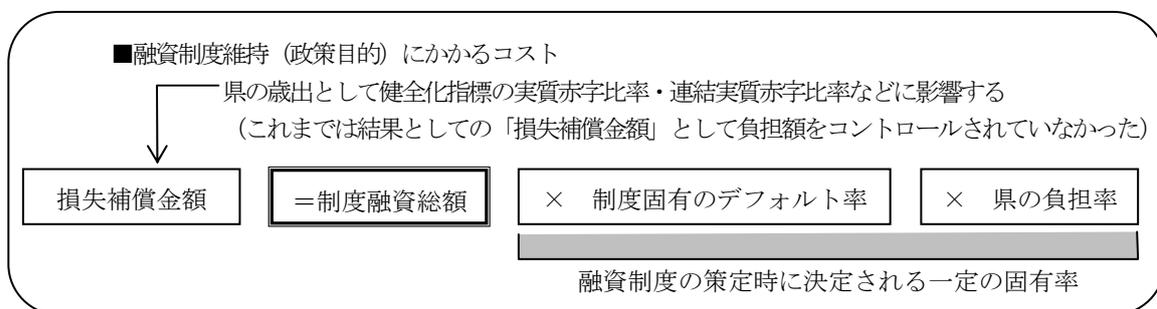
(ケース C 及び D)

C社及びD社のケースは共に建設業であり、景況感の悪化しつつあった平成19年12月に経営円滑化貸付により、いずれも50,000千円の融資を受けたが、平成20年1月には両社とも資金繰りに行き詰まり早々に破綻した。保証協会内部では業種別に融資ノウハウ等について情報共有を行っているものの、ベテラン職員で月に90~100件、通常の職員でも月に50件~60件の保証案件の決裁を起案しており、なかなか業種別業況に配慮した上での適切な保証を付することは物理的に限界があるのではないかと考えられる。

4 結果と意見

【指摘】 間接融資制度全般についてのリスクコントロール

間接融資制度全般についてのリスクコントロールについて、具体的にはそもそもの政策目標を達成するために負担可能な予算上限額を設定し、環境の変化に伴い損失補償金額の増加が見込まれるときは、「経済環境に応じた融資目標額の設定」などの手法を通じて制度融資総額の調整を行えるような手段を整備しておくことも検討すべきである。



【意見】 中小企業の新規事業の全般的なサポート体制の構築

経営革新貸付制度は、中小企業の新たな事業に貸し付けるいわゆるチャレンジ型の融資であり、事業リスクは高く、融資制度要件を形式的に適用すれば、上記のような貸付後、短期間でデフォルトの状態に陥る会社が今後も発生する可能性が高い。

そのような事態を回避するため、単に兵庫県が資金を貸付けるだけではなく中小企業の経営全般をサポートするため、すでにある兵庫県の他の中小企業育成事業あるいは兵庫県下の市町村や商工会議所等の中小企業支援事業との連携を十分に意識し、以下のような点に留意しつつ経営計画に基づき事業が軌道にのることを支援する体制を構築することが望まれる。またそのためにも、貸付先の中小企業の課題や事業リスクに関する情報を保証協会と十分に共有すべきである。

- ・貸付先の中小企業の社長はともすれば近視眼的な意思決定をおこなうことがある。そのような社長を補佐するため、多角的な観点から経営の指南をおこなう専門家（経営アドバイザー）の紹介
- ・当該中小企業の新規事業のマーケティングを支援するため、ものづくり見本市や平成21年度10月から中小企業庁が実施した「模擬商談会」のようなイベントの紹介
- ・当該中小企業の従業員の教育・訓練のため、各種セミナー・研修の開催の支援
- ・当該中小企業の法務リスクを回避するため、弁護士等の法務専門家の紹介

Ⅷ 地域金融支援保証制度

1 貸付金概要

(1) 当該貸付にかかる貸付金の種類

運転資金、設備資金

(2) 当該貸付事業の所管部局・所管課

産業労働部産業振興局 経営商業課

(3) 取扱金融機関等

金融機関9行 その他の取扱機関として、商工中金神戸支店

(4) 当該貸付事業の根拠となる関係法令等

根拠法令なし

兵庫県地域金融支援保証制度取扱要綱、兵庫県地域金融支援保証制度損失補償制度要綱

(5) 当該貸付金の財源

取扱金融機関が支出

(6) 当該貸付事業制度の目的と対象

ア 目的

主に信用保証協会の保証を受けにくい県内中小企業者の円滑な資金調達を支援すること。(主に運転資金)

イ 対象

農林水産業、金融業等以外の中小企業者、原則として1年以上の同一事業歴がある県内事業者 等

(7) 貸付対象となる必要条件、貸付制限、承認しない条件

ア 必要条件

直近の決算において、総債務償還年数が30年以内

直近の決算において、借入金月商倍率が12倍以内 等

イ 制限、承認しない条件

風俗営業や射幸心をそそるサービスの提供など、商工中金の貸出対象外事業を営む者

(8) 貸付条件

利率	融資利率：金融機関所定金利、 (保証料率：2.15%、2.65%、3.25%の3段階)
貸付額	5,000万円を上限とする申込額
償還期限	5年以内
償還方法	原則、元金均等償還
償還猶予又は免除に関する規定の内容	取扱金融機関が貸付金にかかる条件変更をしようとするときは、商工中金の承認が必要
充当率	(貸付対象事業に対する貸付金の充当率) 規定なし
貸付限度額	5,000万円

(9) 推移表

ア 貸付金増減

(単位：円)

年度	期首残高	新規貸付額	期中回収額	その他増減額	期末残高
H16年度	—	—	—	—	—
H17年度	0	2,844,000,000	393,483,201		2,450,516,799
H18年度	2,450,516,799	1,947,000,000	1,547,781,499		2,849,735,300
H19年度	2,849,735,300	769,000,000	1,795,373,800		1,823,361,500
H20年度	1,823,361,500	521,500,000	1,292,488,100	△18,859,000	1,033,514,400

イ 新規貸付金

(単位：円)

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額
H16年度	—	—	—
H17年度	不明	151	2,844,000,000
H18年度	不明	113	1,947,000,000
H19年度	不明	43	769,000,000
H20年度	不明	29	521,500,000

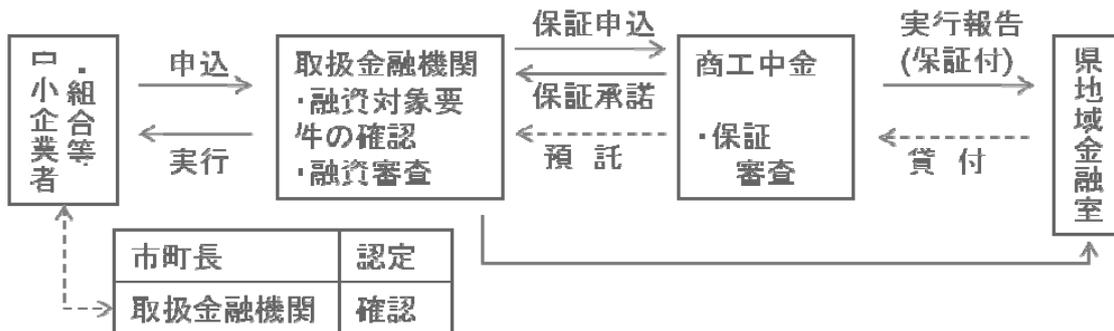
ウ 損失補償金額

(単位：円)

年度	件数	履行金額
H16年度	—	—
H17年度	0	0
H18年度	4	18,262,572
H19年度	20	119,393,967
H20年度	23	99,726,960

(10) フロー図

フローにある通り、県の関与が極めて薄いことから商工中金の事務執行は極めて重要になる。



2 貸付業務体制

間接貸付であるため常設の担当人員は存在しない。参考までに下記に所管課の概要を記載しておく。

① 所管課概要

【 部 局 】

産業労働部産業振興局経営商業課（29名）

- ・ 中小企業振興に係る総合的施策の企画・推進
- ・ 中小企業新事業活動促進法の施行に関する事
- ・ 中小企業支援ネットひょうごに関する事
- ・ 商工会議所・商工会に関する事
- ・ 中小企業等協同組合法の施行に関する事
- ・ 中小企業高度化事業に関する事
- ・ 商業活性化に係る総合的施策の企画・推進
- ・ 商店街振興組合法の施行に関する事
- ・ 商業振興に資する商業基盤施設整備等の支援施策推進に関する事
- ・ 中小企業金融に係る総合的施策の企画・推進
- ・ 中小企業融資制度に関する事
- ・ 信用保証協会に関する事
- ・ 貸金業に関する事

【 所 管 係 】

経営商業課金融企画担当（2名）

- ・ 中小企業金融に係る総合的施策の企画・推進
- ・ 地域金融支援保証制度・チャレンジ企業設備投資応援融資制度に関する事
- ・ 小規模企業者等設備導入資金に関する事
- ・ ひょうご中小企業技術評価制度に関する事

3 金融機関の行った貸付についての管理等

県は融資制度企画にあたって平成19年度融資分に3%のデフォルト率を見込んでおり、平成20年度融資分については初年度デフォルトとなる率は極めて低い筈とのことで、デフォルトの発生について損失補償が発生した場合、補正予算で対応することとしている。実際の平成20年度の制度融資実平均残高は $(1,823,361,500 + 1,033,514,400) \div 2$ より1,428,437,950円であり、これに対して県の損失補償実施額は99,726,960円で6.98%と想定と比較して2倍以上のデフォルト率で推移している。また、条件変更については概ね債務不履行と同義であるが、窓口金融機関がまだ再建は可能と考えている場合、債務者区分に関係なく代位弁済請求や損失補償は生じない。このため、直接融資のように債務者実態が把握できる場合よりも県が把握できる損失補償実施額については少なめになっている可能性もあり留意が必要である。また、条件変更を行った融資については当然ながら3年間の制度融資期間を超えての融資となることにも留意が必要である。

本件、地域金融支援保証制度は、県と商工中金が連携した保証制度である。地域金融支援保証制度に対する商工中金神戸支店での事業事務管理の執行状況について調査を行った。

(1) 調査の概要

ア 基準期間

制度が開始された平成17年度から平成20年度まで

イ 調査対象

- ・平成20年度個別案件受付状況の確認
- ・平成20年度新規貸付実行状況の確認
- ・平成20年度損失補償履行状況の確認

ウ 平成20年度個別案件受付状況について

平成20年度における個別案件受付状況は以下のとおりである。

【平成20年度個別案件受付状況】

	件数	件数割合	金額 (百万円)	金額割合
受付案件総数	102	100%	2,290	100%
審査通過	32	31%	675	29%
融資実行	30	29%	620	27%
(うちH20年度実行)	29	28%	590	26%

平成20年度に取扱金融機関から受け付けた個別案件は102件、そのうち審査で保証可能とされたものは32件、融資が実行されたものは30件、平成20年度新規貸付実行件数29件である。(審査通過32件中、2件実行取り止め、1件平成21年度融資実行分)

件数、金額ともに約3割の案件が審査を通過している。

以下は、個別案件受付状況について業種毎に分類したものである。

業種	審査結果		業種割合		業種毎の審査可否割合	
	可	否	総計		可	否
運送	5	4	9	9%	56%	44%
卸売	5	16	21	21%	24%	76%
建設関連	6	20	26	25%	23%	77%
小売	4	7	11	11%	36%	64%
製造	5	11	16	16%	31%	69%
不動産関連		2	2	2%	0%	100%
その他 ※	7	10	17	17%	41%	59%
総計	32	70	102	100%	31%	69%

※ その他に含まれるのは、レンタル業・医療業・衣服縫製修理業等

表のとおり、案件で最も多い業種は建設関連で約25%を占めており、その次に多いのは卸売業となっている。この2業種で全体の46%を占めていることが分かる。

右表は業種毎に審査通過した割合を算出したものである。審査通過割合の高い業種は運送業、次に小売業となっており、建設関連、卸売業は割合が低くなっている。

下記表は、審査を通過した32件を業種別にまとめた表である。

業種	審査通過	
	件数	割合
運送	5	16%
卸売	5	16%
建設関連	6	19%
小売	4	13%
製造	5	16%
不動産関連	-	0%
その他	7	22%
総計	32	100%

その他へ分類された業種及び不動産関連を除き、概ねいずれの業種も同程度の件数、割合となっていることが分かる。

また、審査の判断に用いられた、各種指標と審査結果の関係は以下の表のとおりである。

財務判定 CRD ランク ※	各種指標		審査結果		総計
	債務超過	経常赤字	可	否	
B	債務超過に該当	経常赤字に該当	1		1
		経常赤字でない		1	1
C	債務超過に該当	経常赤字に該当	1	3	4
D	債務超過に該当	経常赤字に該当	6	4	10
E	債務超過に該当	経常赤字に該当	5	3	8
	債務超過でない	経常赤字に該当		1	1
	債務超過でない	経常赤字でない		1	1
		経常赤字に該当		2	2
G 1	債務超過に該当	経常赤字に該当	1	2	3
		経常赤字でない	3	1	4
	債務超過でない	経常赤字に該当	6	4	10
		経常赤字でない	3		3
G 2	債務超過に該当	経常赤字に該当	2	6	8
		経常赤字でない		1	1
	債務超過でない	経常赤字に該当	3	3	6
		経常赤字でない	1	1	2
G 3	債務超過に該当	経常赤字に該当		3	3
	債務超過でない	経常赤字に該当		7	7
		経常赤字でない		5	5
-	債務超過に該当	経常赤字に該当		9	9
		経常赤字でない		2	2
	債務超過でない	経常赤字に該当		6	6
		経常赤字でない		5	5
総計			32	70	102

※ CRD(Credit Risk Database)に基づく評価である。CRDとは中小企業の経営データ（財務データ、デフォルト情報等）により、信用リスクの測定を行うシステムで、信用保証協会等を中心に利用されている。

審査はCRDによる財務判定、債務超過か否か、経常赤字であるか否か、などに基づき業容業歴を含め総合的に判断されている。CRDのランクはA～G1・G2・G3、判定不可に分類されており、Eまでが通常貸付先、G2までが融資実行の対象となっている。

ただし、CRDランクが高ランクであっても審査通過するとは限らず、また、債務超過や経常赤字であっても融資対象となる場合もある。また、近年の景気の急激な悪化及び倒産件数の急増のため、審査にCRDの値をそのまま用いることが困難になってきている。

制度開始の平成17年度、18年度においては基本要件を満たした案件については、ほぼ融資を実行していたが、近年想定以上の倒産及び貸し倒れが発生し

たため、19年度以降は審査基準を厳しくしているとのことであるが、もともと融資基準が明文化されているわけでもなく外部の視点からは判然としないところである。

これらの審査は基本的に取扱金融機関から提出された事前相談書、各社の決算書や納税証明等に基づく書類審査のみ行われており、不備や特別に疑義のある事項等がある場合は各取扱金融機関へ問合わせている。取扱金融機関においては、会社の代表者と接触することや、実際に会社まで出向き、調査することもあるが、商工中金が直接に調査することは融資の必要条件とされていない。

エ 平成20年度新規貸付実行状況の確認

平成20年度において実行された新規貸付の12月14日時点の状況は以下の表のとおりである。

平成20年度 兵庫県地域金融支援保証制度実績 (保証日順)

NO	実行額	貸出利率	債務保証日	債務終了日	保証額	保証率	コメント
1	10,000,000	2.65	H20.5.19	H23.5.5	9,000,000	2.15	条件変更申出あり
2	20,000,000	2.70	H20.5.29	H22.5.15	18,000,000	2.15	
3	10,000,000	3.40	H20.5.30	H23.5.15	9,000,000	2.15	
4	7,000,000	3.45	H20.6.16	H23.6.15	6,300,000	2.15	
5	30,000,000	2.25	H20.6.19	H21.6.15	27,000,000	2.15	完済
6	10,000,000	2.85	H20.6.20	H23.6.15	9,000,000	1.55	
7	5,500,000	3.65	H20.6.20	H23.6.15	4,950,000	2.15	
8	30,000,000	3.45	H20.7.7	H23.7.5	27,000,000	2.65	債務保証履行済み
9	10,000,000	3.00	H20.7.18	H21.5.15	9,000,000	2.65	条件変更あり
10	30,000,000	2.73	H20.7.22	H23.7.10	27,000,000	2.15	条件変更あり
11	30,000,000	3.00	H20.7.28	H23.7.15	27,000,000	2.15	条件変更あり
12	10,000,000	3.25	H20.9.12	H23.8.15	9,000,000	3.25	債務保証履行申出あり
13	30,000,000	3.30	H20.9.25	H23.9.15	27,000,000	3.25	
14	5,000,000	3.25	H20.10.10	H23.10.5	4,500,000	2.15	
15	30,000,000	2.98	H20.10.20	H23.10.10	27,000,000	2.65	条件変更申出あり
16	10,000,000	3.35	H20.10.22	H23.10.10	9,000,000	2.65	
17	30,000,000	3.20	H20.10.31	H23.10.15	27,000,000	2.65	
18	30,000,000	2.00	H20.11.27	H23.11.5	27,000,000	1.55	条件変更申出あり
19	20,000,000	2.60	H20.11.27	H23.11.10	18,000,000	2.15	
20	30,000,000	3.40	H20.11.27	H23.11.15	27,000,000	2.15	
21	3,000,000	3.40	H20.12.11	H23.12.10	2,700,000	2.15	
22	15,000,000	1.90	H20.12.12	H23.12.10	13,500,000	2.15	
23	20,000,000	2.50	H21.1.7	H24.1.5	18,000,000	2.65	
24	2,000,000	3.60	H21.2.26	H24.2.15	1,800,000	3.25	
25	22,000,000	2.98	H21.3.5	H24.2.10	19,800,000	2.65	
26	10,000,000	2.50	H21.3.16	H24.3.15	9,000,000	2.15	
27	15,000,000	3.25	H21.3.19	H24.3.15	13,500,000	2.65	
28	27,000,000	3.20	H21.3.26	H24.3.15	24,300,000	1.55	
29	20,000,000	3.25	H21.3.30	H24.3.15	18,000,000	2.65	

既に6件の貸付条件の変更（または変更の申し出）があり、さらに保証履行の申し出が1件、代位弁済済みで損失補償の申し出が1件、発生している。

約3割の企業において、保証日より1年ないし2年の間に何らかの問題が発生し、条件の変更等を行う事態となっていることが分かる。

オ 平成20年度損失補償履行状況の確認

調査対象期間である平成20年度に実行された融資の中で既に代位弁済請求の行われているものについて管理の状況を調査した。

A社（調査日現在：代位弁済請求手続き中）

平成21年8月3日の破産申立に至った主な原因として、「リーマンショック以降の受注激減と主要取引先の倒産」とされているが、融資の実行時期がリーマンショック後の20年12月5日であり、その際に入手した受注工事残高表のほとんどが実施されていない若しくはキャンセルされたものであり、完成工事高に計上されることなく終わっていることから、受注工事の実在性について主要工事について契約書の写しを入手する等の追加調査が行われていればと悔やまれる。

本件融資については制度として間接的にしか関与できない融資である本制度のもっとも典型的な論点が提起されていると考えられる。

即ち、不実の書面申告に基づく融資申し込みについてどこまで融資審査の民間プロフェッショナルの裁量に任せうるのか、また、見抜けなかった場合にどこまでがプロフェッショナルとしての責任で、どこまでが制度融資の趣旨に従って生じるべき損失なのかの分水嶺が判然としないことである。これは、実質審査として税務申告書や決算書には出てこない虚偽の将来事業計画などの妥当性について如何に吟味したかについて、審査の相当性に関する判断証跡が希薄であり、事後において審査過程の検証が極めて困難であることから伺い知れよう。そもそも、文書化可能な客観的融資水準があり、応募者もその書面審査申請資料において全く虚偽の記載が無ければ、公平な制度融資として機能する可能性が高まるが、基本的に中小企業者の決算書に対する信ぴょう性について一切の客観的正確性を保証するものではなく、それを強制するのも同様に不可能と言わざるを得ない。

かかる状況下で、融資可能な基準を客観的に示すことは不可能と言われれば首肯せざるを得ず、県がプロフェッショナルの領域であると云うのも頷かざるを得ないが、同時に本制度融資が真に県下の中小企業の適正な資金調達に寄与しているのかも不明であることを指摘せざるを得ず、本件制度融資の損失補償額が未だに大きく膨らんでいないのは偏に僥倖な偶然の産物にすぎない可能性もありうるのである。

B社（代位弁済額 26,249,400 円、県損失補償額 8,749,800 円）

中古自動車販売業を営んでおり、平成20年7月7日に融資が実行された。融資額は3,000万円で7月分が約定弁済されたのみで債権は延滞し、平成20年12月の代位弁済額は首記のように26,249,400円にも上った。破たん理由として特殊仕様車両の仕入販売に失敗したためとされるが、融資の実行時の参考となった同社の平成20年4月の月次決算では売上高3億9,960万円と平成19年7月期の4億6,044万円と比較しても遜色はなく、営業利益に至っては前年をしのぐ1,583万円を計上していた。このような6月後半の融資審査の段階で全く問題の無かった会社が7月末の決算前にどうして1件の特車販売で資金繰りに行き詰ったのかは定かではないが、一般的にみて融資直前に提出された月次決算に粉飾の疑いがあったことは濃厚である。当然、中小企業とはいえメインバンク（主に信用金庫）を有しており、そのメインバンクが自己資金での融資が不可能になった先を本件、制度融資に照会してくるといふ利用実態から見ても前年よりも実績の上向いている会社に本件制度融資を紹介すること自体、不自然であり、状況証拠から見て本件融資は疑問視されるものであったと言えよう。しかし、金融機関担当者からは「後から見れば悪い（融資）と言われるかと思うが、当時の時点では分からない」とのことで、かかる不誠実な融資先についても争うことなく「債務履行要求にこたえざるを得ない」とのことであった。

窮鼠猫を咬むの例ではないが、メインバンクから見放されセーフティネット融資からも溢れた、資金的に追い込まれた融資先をミドルリスク先としてターゲットにしている以上、B社のような事例は想定すべきであり、こうした事例を排除しきれないのであれば県民財産がかかる先に不必要に投入されないよう制度目的とそれにかかるコストを再度比較考量する必要があると言える。

C社（調査日現在：条件変更の検討中）

高周波バイブレータ（建設機械）のリース事業を営んでいた同社に平成20年7月18日に3,000万円を融資実行したが、21年8月頃に実質的な営業を停止し、関係者と協議の上再建計画を模索しているとのことであった。

同社については、メインバンクの信金からの紹介融資であったものの、審査機関である商工中金の支店からも融資が行われており、本件融資を実行するか否かは商工中金の融資残高を保護する上で利益があり、県と審査機関たる商工中金との間に利益相反を生じていたといえる。

本件制度融資は県下の中小企業に公平に資金調達円滑化の機会を保障するものでなくてはならず、審査機関たる商工中金が融資口を抱えている場合には審査

の客観性を担保するのは非常に難しいと言える。また、本件では商工中金融資口には弁済があったもののメインの信金と本制度融資口には弁済が無いという時期が並行しており、実際に制度運用上の懸念である「県の制度融資から調達して商工中金の口座に弁済する」ことが行われていたという点で監査人は制度運用の中立性に疑問を禁じ得ない。本件融資は、実際に県と商工中金の利益相反が生じていた事実を示すものであり、今後の商工中金のプロパー融資が存在する先への融資審査について商工中金が審査機関として適切なかどうか更なる検討が必要と言えよう。

4 損失補償等について

(1) 損失補償を実行する条件と手続き

ア 条件

中小企業者が債務を履行せず、商工中金が取扱金融機関に代位弁済した場合

イ 手続

(上期)

～6月末：商工中金で、代位弁済に基づき、損失補償額を算定

8月上旬：損失補償検査

8月末：損失補償金支払い

(下期)

～12月末：商工中金で、代位弁済に基づき、損失補償額を算定

2月上旬：損失補償検査

3月末：損失補償金支払い

(2) 損失補償実行にあたっての際の信用保証協会に対する検査状況

・検査方法

時期：8月・2月の年2回（1日ずつ）

場所：商工中金神戸支店

対象資料：貸付から代位弁済までの全資料

検査員：経営商業課金融企画担当2名

(3) 過去5年間の検査の実施状況、及びその結果の概要

平成17年度 損失補償案件なし

平成18年度 下期(2月)のみ実施

平成19年度、平成20年度 上期(8月)・下期(2月)の年2回実施

いずれも、特段の問題なしとしている。

(4) 損失補償履行済みの貸付金に対する（県としての）回収状況把握・管理等

ア 把握方法

商工中金からの報告

イ 範囲

過去の全ての損失補償案件について、善管注意義務の免除を実施したため、現存する回収対象債権なし

ウ その他

善管注意義務の免除については、債務者・連帯保証人が破産手続きに入るなど、回収の見込がないものを実施している

5 結果と意見

【指摘】融資基準の明確化、審査の中立性の確保

融資基準の明確化…制度上は CRD ランクにより条件を提示した上で融資するとされているが、そのほかに債務超過でないか、実質的な営業損益が黒字か、などの商工中金独自の審査基準を設けており、これらは明文化されていない。制度融資の公平性を保持するため、また、商工中金が審査に際しプロフェッショナルの視点から融資実行に至った判断の証跡を明らかにするため、融資基準は業種別、業容・業歴別に複雑になろうとも明文化されるべきと考える。

商工中金のプロパー融資が存在する場合の審査の中立性の確保…商工中金が利害関係者となった場合に、商工中金としては県と利益相反の関係にあると言えることから、審査機関としての適格性を問われるものと考え。この点について上記の「融資基準の明確化」が果たされない以上、中立性の検証も困難であることから、制度運用上大いに疑義を抱かせるものであり、早急に係る場合の審査の中立性確保について県は方針を示す必要があると考える。